

令和6年12月第435回定例福井県議会議案

福 井 県

# 目 次

第77号議案	令和6年度福井県一般会計補正予算（第4号）	( 1 )
第78号議案	令和6年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	( 11 )
第79号議案	令和6年度福井県病院事業会計補正予算（第1号）	( 13 )
第80号議案	令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第1号）	( 15 )
第81号議案	令和6年度福井県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	( 17 )
第82号議案	令和6年度福井県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	( 19 )
第83号議案	令和6年度福井県臨海下水道事業会計補正予算（第1号）	( 21 )
第84号議案	福井県手数料徴収条例の一部改正について	( 23 )
第85号議案	福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について	( 59 )
第86号議案	福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例の制定について	( 181 )
第87号議案	福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について	( 189 )
第88号議案	公立大学法人福井県立大学に対する出資について	( 209 )
第89号議案	公立大学法人福井県立大学定款の一部変更について	( 211 )
第90号議案	公立大学法人福井県立大学中期目標（第四期）の制定について	( 213 )
第91号議案	指定管理者の指定について	( 219 )
第92号議案	指定管理者の指定について	( 221 )
第93号議案	指定管理者の指定について	( 223 )
第94号議案	県有財産の無償貸付けの変更について	( 225 )
第95号議案	福井県防災情報ネットワーク次世代衛星通信設備整備工事請負契約の締結について	( 227 )

目 次

第96号議案	道路改良工事請負契約の締結について .....	(229)
第97号議案	道路改良工事請負契約の締結について .....	(231)
第98号議案	令和7年度当せん金付証券の発売について .....	(233)
第99号議案	専決処分につき承認を求めることについて（令和6年度福井県一般会計補正予算（第3号）） .....	(235)
第100号議案	専決処分につき承認を求めることについて（訴えの提起について） .....	(247)
報告第33号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について） .....	(251)
報告第34号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について） .....	(255)
報告第35号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について） .....	(259)
報告第36号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について） .....	(263)
報告第37号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について） .....	(267)

予 算 案 説 明 書

一 般 会 計

歳入歳出予算事項別明細書 .....	(271)
福井県病院事業会計 .....	(317)
臨海工業用地等造成事業会計 .....	(336)
工業用水道事業会計 .....	(347)
水道用水供給事業会計 .....	(361)
臨海下水道事業会計 .....	(378)

令和6年度福井県の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,327,113千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ516,074,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

2 債務負担行為の変更は、「第3表の1債務負担行為補正」による。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
<b>5</b> 地方交付税		<b>133,015,000</b>	<b>3,288,499</b>	<b>136,303,499</b>
	1 地方交付税	133,015,000	3,288,499	136,303,499
<b>9</b> 国庫支出金		<b>64,417,278</b>	<b>3,826</b>	<b>64,421,104</b>
	2 国庫補助金	29,965,900	3,826	29,969,726
<b>12</b> 繰入金		<b>14,771,516</b>	<b>9,155</b>	<b>14,780,671</b>
	3 基金繰入金	14,260,720	9,155	14,269,875
<b>14</b> 諸収入		<b>45,123,044</b>	<b>25,633</b>	<b>45,148,677</b>
	7 雑入	2,535,520	25,633	2,561,153
補正されなかった款に係る額		<b>255,420,773</b>		<b>255,420,773</b>
歳 入 合 計		<b>512,747,611</b>	<b>3,327,113</b>	<b>516,074,724</b>

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
<b>1</b>	<b>議会費</b>	<b>1,039,902</b>	<b>8,625</b>	<b>1,048,527</b>
	1 議会費	1,039,902	8,625	1,048,527
<b>2</b>	<b>総務費</b>	<b>42,065,447</b>	<b>191,071</b>	<b>42,256,518</b>
	1 総務管理費	13,416,726	185,502	13,602,228
	5 選挙費	595,900	774	596,674
	8 人事委員会費	103,826	2,351	106,177
	9 監査委員費	129,290	2,444	131,734
<b>3</b>	<b>民生費</b>	<b>52,299,982</b>	<b>117,275</b>	<b>52,417,257</b>
	1 社会福祉費	34,145,748	117,275	34,263,023
<b>4</b>	<b>衛生費</b>	<b>25,421,078</b>	<b>76,821</b>	<b>25,497,899</b>
	1 公衆衛生費	16,711,329	76,821	16,788,150
<b>5</b>	<b>労働費</b>	<b>2,047,478</b>	<b>14,875</b>	<b>2,062,353</b>
	1 労政費	1,527,952	13,997	1,541,949
	3 労働委員会費	76,960	878	77,838
<b>6</b>	<b>農林水産費</b>	<b>28,218,085</b>	<b>189,151</b>	<b>28,407,236</b>
	1 農業費	10,120,887	189,151	10,310,038

<b>7 商工費</b>		<b>55,321,139</b>	<b>56,714</b>	<b>55,377,853</b>
	1 商業費	45,116,502	56,714	45,173,216
<b>8 土木費</b>		<b>54,224,388</b>	<b>145,834</b>	<b>54,370,222</b>
	1 土木管理費	6,496,420	145,834	6,642,254
<b>9 警察費</b>		<b>25,020,895</b>	<b>581,954</b>	<b>25,602,849</b>
	1 警察管理費	22,733,645	581,954	23,315,599
<b>10 教育費</b>		<b>102,230,778</b>	<b>1,944,793</b>	<b>104,175,571</b>
	1 教育総務費	19,827,543	148,993	19,976,536
	2 小中学校費	40,009,087	1,204,790	41,213,877
	3 高等学校費	23,105,135	336,648	23,441,783
	4 特別支援学校費	8,743,117	245,114	8,988,231
	5 大学費	4,149,246	93	4,149,339
	7 保健体育費	1,525,814	9,155	1,534,969
補正されなかった款に係る額		<b>124,858,439</b>		<b>124,858,439</b>
歳出合計		<b>512,747,611</b>	<b>3,327,113</b>	<b>516,074,724</b>

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	児童健全育成費	4,549
農林水産費	農業費	主要農作物採種管理費	6,100
土木費	道路橋りょう費	交通安全施設整備費（公共）	66,000
		道路災害防除費（公共）	23,500
		道路改良費（公共）	437,000
		県単道路改良費	12,000
		原子力災害制圧道路等整備事業費	155,000
		橋りょう補修費（公共）	29,000
		橋りょう整備費（公共）	639,700
		雪寒道路整備費（公共）	109,500
	河川海岸費	基幹河川改修費（公共）	385,000
		日野川総合開発事業費（公共）	176,000
		総合流域防災事業費（公共）	136,500
		県単河川維持修繕費	121,342
		県単河川開発費	111,000
		通常砂防事業費（公共）	45,000
		急傾斜地崩壊対策事業費（公共）	44,000



土 木 費	港 湾 費	港 湾 改 修 費 (公共)	65,000
	都 市 計 画 費	重 要 幹 線 街 路 事 業 費 (公共)	44,000
教 育 費	社 会 教 育 費	恐 竜 博 物 館 費	116,168
災 害 復 旧 費	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	河 川 等 災 害 復 旧 費 (公共)	248,312

第3表 債務負担行為補正（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
橋 り よ う 新 設 改 良 事 業 費	令和7年度～令和8年度	1,260,000
公共土木施設災害復旧事業費（令和4年発生災害復旧費）	令和7年度	450,000

第3表の1 債務負担行為補正（変更）

（単位 千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
久々子湖漕艇場コース整備事業費	令和7年度	68,722	令和7年度	82,453

第78号議案

令和6年度 福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、次表「繰越明許費」による。

繰越明許費

款	項	事業名	金額
土木費	港湾費	港湾施設整備事業費	千円 389,000

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

第79号議案

令和6年度 福井県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度福井県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和6年度福井県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 病院事業費用	25,984,402千円	371,550千円	26,355,952千円
第1項 医業費用	25,392,624千円	371,550千円	25,764,174千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	11,022,489千円	371,550千円	11,394,039千円

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第80号議案

令和6年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「632,064千円」を「633,146千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,263,327千円	1,082千円	1,264,409千円
第1項 福井臨海工業用地等造成事業費	1,263,327千円	1,082千円	1,264,409千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	36,439千円	1,082千円	37,521千円

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第81号議案

令和6年度 福井県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度福井県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和6年度福井県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	711,745千円	2,885千円	714,630千円
第1項 営業費用	675,912千円	2,885千円	678,797千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	68,940千円	2,885千円	71,825千円

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第82号議案

令和6年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度福井県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和6年度福井県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	3,160,341千円	4,345千円	3,164,686千円
第1項 営業費用	3,037,378千円	4,345千円	3,041,723千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	179,104千円	4,345千円	183,449千円

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉 本 達 治



第83号議案

令和6年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度福井県臨海下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和6年度福井県臨海下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,247,046千円	1,550千円	1,248,596千円
第1項 営業費用	1,217,521千円	1,550千円	1,219,071千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	51,092千円	1,550千円	52,642千円

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第84号議案

福井県手数料徴収条例の一部改正について

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係） 1～4 （略） 5 健康福祉部関係			別表（第2条、第3条関係） 1～4 （略） 5 健康福祉部関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
1～4 6 （略）	（略）	（略）	1～4 6 （略）	（略）	（略）
4 7 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審	大麻草採取栽培者免許申請手数料	6,700円	4 7 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者の免許の申請に対する審査	大麻取扱者免許申請手数料	6,700円

査					
48 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録の変更	大麻草採取栽培者登録変更手数料	3,200円	48 大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更による大麻取扱者名簿の登録変更	大麻取扱者登録変更手数料	3,200円
49 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく免許証の再交付	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	3,200円	49 大麻取締法第10条第6項の規定に基づく免許証の再交付	大麻取扱者免許証再交付手数料	3,200円
50～211 (略)	(略)	(略)	50～211 (略)	(略)	(略)
6 産業労働部関係			6 産業労働部関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
1～8 (略)	(略)	(略)	1～8 (略)	(略)	(略)
9 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項および第8条第1項の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	(1) (2)以外の場合 2,300円 (旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,300円) (2) 電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により申請をする場合 1,900円 (旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、3,900円)	9 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項および第8条第1項の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,000円 (旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円)
10～43 (略)	(略)	(略)	10～43 (略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

7 (略)  
8 土木部関係

事務の区分	名称	金額
1～6の3 (略)	(略)	(略)
7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請または同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査	建築物に関する確認申請等手数料	<u>1の申請または通知ごとに、1の建築物につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</u> <u>(1) (2)以外の場合 次に掲げる床面積の合計(知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア 30平方メートル以内のもの</u> <u>1万2,000円</u> <u>(当該申請または通知に係る建築物が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第10条第1号、第3号または第4号に掲げる建築物の区分に該当する場合(以下この項において「確認の特例の場合」という。)にあつては、8,000円)</u> <u>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 2万円</u> <u>(確認の特例の場合にあつては、1万3,000円)</u>

7 (略)  
8 土木部関係

事務の区分	名称	金額
1～6の3 (略)	(略)	(略)
7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	<u>次に掲げる床面積の合計(知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>(1) 30平方メートル以内のもの 7,000円</u> <u>(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1万2,000円</u> <u>(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> <u>1万8,000円</u> <u>(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>2万5,000円</u> <u>(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> <u>4万4,000円</u> <u>(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> <u>6万3,000円</u> <u>(7) 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u> <u>18万4,000円</u> <u>(8) 1万平方メートルを超え</u>

		<p>ウ 100平方メートルを 超え、200平方メートル以内のもの 3万円 (確認の特例の場合にあつては、2万円)</p> <p>エ 200平方メートルを 超え、300平方メートル以内のもの 3万5,000円</p> <p>オ 300平方メートルを 超え、500平方メートル以内のもの 4万3,000円</p> <p>カ 500平方メートルを 超え、1,000平方メートル以内のもの 4万8,000円</p> <p>キ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 6万8,000円</p> <p>ク 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 19万9,000円</p> <p>ケ 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 32万7,000円</p> <p>コ 5万平方メートルを超えるもの 58万3,000円</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年省令</p>		<p>、5万平方メートル以内のもの 30万2,000円</p> <p>(9) 5万平方メートルを超えるもの 53万9,000円</p>	
--	--	--	--	---	--

			<p>第5号) 第2条第1号イまたはロに掲げる基準に適合する場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第6項の適合判定通知書またはその写しを提出する場合を除く。)</p> <p>(1)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、96の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額を加えて得た額</p>				
8	建築基準法第87条の4もしくは第88条第1項もしくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備および工作物に関する確認の申請または同法第87条の4もしくは第88条第1項もしくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備および工作物に関する通知に対する審査	建築設備および工作物に関する確認申請等手数料	(1)~(4) (略)	8	建築基準法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備および工作物に関する確認の申請に対する審査	建築設備および工作物に関する確認申請手数料	(1)~(4) (略)
8の2	建築基準法第6条の3第1項または第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算適合性判定手数料	(1)および(2)に掲げる額の合計額 (1)・(2) (略)	8の2	建築基準法第6条の3第1項または第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算適合性判定手数料	(1)および(2)に掲げる額の合計額 (1)・(2) (略)

<p>9 建築基準法第7条第1項または第18条第21項の規定に基づく建築物に関する完了検査</p>	<p>建築物に関する完了検査申請等手数料</p>	<p>1の申請または通知ごとに、 1の建築物につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>(1) 床面積の合計（知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 2万7,000円 （当該申請または通知に係る建築物が建築基準法施行令第10条第1号、第3号または第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「検査の特例の場合」という。）にあつては、1万8,000円）</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 3万1,000円 （検査の特例の場合にあつては、2万1,000円）</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 4万円 （検査の特例の場合にあつては、2万7,000円）</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300</p>	<p>9 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査</p>	<p>建築物に関する完了検査申請手数料</p>	<p>(1) 床面積の合計（知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 1万4,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1万6,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 2万2,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 5万1,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 7万円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 16万5,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 25万9,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が5万平方</p>
---	--------------------------	---	--	-------------------------	---

		<u>平方メートル以内のもの</u> <u>4万5,000円</u> (5) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>4万7,000円</u> (6) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> <u>5万5,000円</u> (7) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> <u>7万5,000円</u> (8) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u> <u>16万9,000円</u> (9) <u>床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u> <u>26万4,000円</u> (10) <u>床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの</u> <u>46万8,000円</u>		<u>メートルを超えるもの</u> <u>46万3,000円</u>
10 建築基準法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する同法第7条第1項または第18条第21項の規定に基づく建築設備および工作物に関する完了検査	建築設備および工作物に関する完了検査申請等手数料	(1) 建築設備 1の建築設備につき <u>2万6,000円</u> (2) 工作物 1の工作物につき <u>1万4,000円</u>	10 建築基準法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備および工作物に関する完了検査	建築設備および工作物に関する完了検査申請手数料 (1) 建築設備 1の建築設備につき <u>1万7,000円</u> (2) 工作物 1の工作物につき <u>1万1,000円</u>



<p>1 1 建築基準法第6条第1項の規定による工事が同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む建築物に係る同法第7条第1項（同法第7条の3第5項の中間検査合格証の交付を受けたものに限る。）または第18条第21項（同法第18条第30項の中間検査合格証の交付を受けたものに限る。）の規定に基づく建築物に関する完了検査</p>	<p>中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料</p>	<p>1の申請または通知ごとに、 1の建築物につき次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>(1) 床面積の合計（知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 2万5,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 2万9,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 3万7,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 4万2,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 4万4,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 5万3,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 6万9,000円</p>	<p>1 1 建築基準法第6条第1項の規定による工事が同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む建築物に係る同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査</p>	<p>中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料</p>	<p>(1) 床面積の合計（知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 1万2,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1万4,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 2万円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 2万8,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 4万9,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 6万4,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 15万円</p> <p>(8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 24万2,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が5万平方</p>
--	----------------------------------	--	---	----------------------------------	---

			(8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 15万5,000円 (9) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 24万7,000円 (10) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 45万2,000円			<u>メートルを超えるもの</u> <u>44万7,000円</u>
12 建築基準法第87条の4または第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による工事が同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む昇降機に係る同法第7条第1項(同法第7条の3第5項の中間検査合格証の交付を受けたものに限る。)または第18条第21項(同法第18条第30項の中間検査合格証の交付を受けたものに限る。)の規定に基づく完了検査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請等手数料	1基につき <u>2万5,000円</u>		12 建築基準法第87条の4または第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による工事が同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む昇降機に係る同法第7条第1項の規定に基づく完了検査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料	1基につき <u>1万6,000円</u>
13 建築基準法第7条の3第1項または第18条第29項の規定に基づく建築物に関する中間検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	<u>1の申請または通知ごとに、1の建築物につき次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</u> (1) 床面積の合計(知事が規		13 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査	建築物に関する中間検査申請手数料	(1) 床面積の合計(知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの <u>1万2,000円</u>

		<p>則で定める算定方法によつて算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの 1万9,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 2万3,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 3万1,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 3万5,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万9,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 5万円</p> <p>(7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 6万7,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 14万6,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方</p>		<p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1万4,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 2万円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 2万6,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 4万6,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 6万2,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 14万1,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 22万円</p> <p>(9) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 41万1,000円</p>	
--	--	--	--	---	--

			メートル以内のもの 22万7,000円 (10) 床面積の合計が5万平方 メートルを超えるもの 41万6,000円			
14 建築基準法第87条の4または第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項または第18条第29項の規定に基づく建築設備および工作物に関する中間検査	建築設備および工作物に関する中間検査申請等手数料	(1) 建築設備 1の建築設備につき 2万5,000円 (2) 工作物 1の工作物につき 1万4,000円		14 建築基準法第87条の4または第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備および工作物に関する中間検査	建築設備および工作物に関する中間検査申請手数料	(1) 建築設備 1の建築設備につき 1万6,000円 (2) 工作物 1の工作物につき 1万1,000円
15 建築基準法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または第18条第38項第1号もしくは第2号（同法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円		15 建築基準法第7条の6第1項第1号または第2号（同法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円
16～45の6 (略)	(略)	(略)		16～45の6 (略)	(略)	(略)
45の7 建築基準法施行令第137条の12第6項または第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査	建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料	2万7,000円		45の7 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項または第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査	建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料	2万7,000円

45の8～92 (略)	(略)	(略)	45の8～92 (略)	(略)	(略)
<p>93 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項、94の項、96の項および97の項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額                      (1) 法第30条第2項の規定による申出をしない場合                      1の建築物ごとに次に掲げる建築物の部分（申請に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額                      ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、94の項、96の項および97の項において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項、94の項、96の項および97の項において同じ。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額                      (7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証（知事が規則で定める適合証をいう。以下この項および次項において同じ。）を添付しない住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額                      a (略)</p>	<p>93 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項から97の項までにおいて「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額                      (1) 法第35条第2項の規定による申出をしない場合                      1の建築物ごとに次に掲げる建築物の部分（申請に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額                      ア 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から95の項までにおいて同じ。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額                      (7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証（知事が規則で定める適合証をいう。以下この項および次項において同じ。）を添付しない住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額                      a (略)</p>

			<p>b 共同住宅等（1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、94の項、96の項および97の項において同じ。）次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 非住宅部分（<u>省令第1条第1項第1号</u>に規定する非住宅部分をいう。以下この項、94の項、96の項および97の項において同じ。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付しない非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>b以外の場合</u> 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>			<p>b 共同住宅等（1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から95の項までにおいて同じ。）次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 非住宅部分（<u>法第11条第1項</u>に規定する非住宅部分をいう。以下この項から95の項までにおいて同じ。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付しない非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項から97の項までにおいて「省令」という。）第</u></p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

			<p>(a)～(g) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(2) 法第30条第2項の規定による申出をする場合  <u>1の建築物ごとに(1)に掲げる建築物の部分(申請に係る部分に限る。)</u>の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、<u>1の建築物ごとに7の項の右欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額を加えて得た額</u></p>				<p><u>10条第1号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合する場合</u> 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(2) 法第35条第2項の規定による申出をする場合  <u>(1)に掲げる額に、7の項の右欄に掲げる額を加えて得た額</u></p>	
	<p>94 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をしない場合 1の建築物ごとに次に掲げる建築物の部分(申請に係る部分に限る。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額(新たに建築物を追加する場合にあっては、当該追加する建築物につき、それぞれ93の項の右欄に定める額)を合計した</p>		<p>94 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をしない場合 1の建築物ごとに次に掲げる建築物の部分(申請に係る部分に限る。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額(新たに建築物を追加する場合にあっては、当該追加する建築物につき、それぞれ93の項の右欄に定める額)を合計した</p>	

		<p>額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付しない非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>b</u>以外の場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付する非住宅部分</p> <p><u>9.3の項の右欄(1)イ(1)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額</u></p> <p>(2) 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合</p> <p><u>1の建築物ごとに(1)に掲</u></p>		<p>額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付しない非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>省令第10条第1号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合する場合</u> 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付する非住宅部分</p> <p><u>9.3の項の右欄(1)イ(1)に定める額</u></p> <p>(2) 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合</p> <p><u>(1)に掲げる額に、7の項</u></p>	
--	--	---	--	---	--



			<p>げる建築物の部分（申請に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、1の建築物ごとに7の項の右欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額を加えて得た額</p>			<p>の右欄に掲げる額を加えて得た額</p>
95 削除				<p>95 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる建築物の部分（申請に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額                  (1) 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額                  ア 建築物のエネルギー消費性能に係る適合証（知事が規則で定める適合証をいう。以下この項において同じ。）を添付しない住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額                  (7) 省令第1条第1項第2号イ(1)(i)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合する1戸建ての住宅 93の項の右欄(1)ア(7)aに定める額                  (1) 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)および同号ロ(2)または同号イ(3)および同号ロ(3)に掲げる基準に適合する1戸建ての住宅 次に掲げる</p>

							<p>床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 200平方メートル未満のもの 1万7,000円</p> <p>b 200平方メートル以上のもの 1万9,000円</p> <p>(7) 省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合する共同住宅等 93の項の右欄(1)ア(7)bに定める額</p> <p>(エ) 省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)および同号ロ(2)または同号イ(3)および同号ロ(3)に掲げる基準に適合する共同住宅等 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 3万3,000円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 5万7,000円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 7万7,000円</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

						<p>のもの 10万円</p> <p>d 5,000平方メートル以上のもの</p> <p>16万円</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能に係る適合証を添付する住宅部分</p> <p>93の項の右欄(1)ア(イ)に定める額</p> <p>(2) 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能に係る適合証を添付しない非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する場合</p> <p>93の項の右欄(1)イ(7) aに定める額</p> <p>(イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する場合</p> <p>93の項の右欄(1)イ(7) bに定める額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能に係る適合証を添付する非住宅部分</p> <p>93の項の右欄(1)イ(イ)に定める額</p>
96 法第11条第1項 または第12条第2項	建築物エネルギー消費性能適合	1の建築物ごとに次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、		96 法第12条第1項 または第13条第2項	建築物エネルギー消費性能適合	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

<p>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>性判定申請手数料</p>	<p>それぞれ次に定める額を合計した額  <u>(1) 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>  <u>ア 1戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>  <u>(7) 省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの判定次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>  <u>a 200平方メートル未満のもの</u>  <u>3万4,000円</u>  <u>b 200平方メートル以上のもの</u>  <u>3万8,000円</u>  <u>(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの判定次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>  <u>a 200平方メートル未満のもの</u>  <u>1万7,000円</u>  <u>b 200平方メートル以上のもの</u>  <u>1万9,000円</u>  <u>(ウ) (7)、(イ)以外の場合</u></p>	<p>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>性判定申請手数料</p>	<p><u>(1) 工場等（知事が規則で定める建築物をいう。以下この項および次項において同じ。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>  <u>ア 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>  <u>(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>  <u>3万1,000円</u>  <u>(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>  <u>4万3,000円</u>  <u>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>  <u>10万円</u>  <u>(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの</u>  <u>15万円</u>  <u>(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの</u>  <u>19万円</u>  <u>(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの</u>  <u>23万円</u></p>
---------------------------------	-----------------	---	---------------------------------	-----------------	--

			<p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 200平方メートル未満のもの 2万5,000円</p> <p>b 200平方メートル以上のもの 2万8,000円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 6万9,000円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11万円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 20万円</p> <p>d 5,000平方メートル以上のもの 28万円</p> <p>(1) 省令第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ</p>			<p>イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 2万6,000円</p> <p>(1) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万7,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 9万5,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 14万円</p> <p>(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 18万円</p> <p>(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの 22万円</p> <p>(2) 工場等以外の建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

			<p>(2)に掲げる基準に適合するかどうかの判定</p> <p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 3万3,000円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 5万7,000円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 10万3,000円</p> <p>d 5,000平方メートル以上のもの 15万5,000円</p> <p>(ウ) (7)、(イ)以外の場合</p> <p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 5万1,000円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 8万5,000円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 10万3,000円</p>			<p>に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 28万円</p> <p>(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 37万円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52万円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 64万円</p> <p>(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 76万円</p> <p>(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの 87万円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの判定</p> <p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 28万円</p>
--	--	--	--	--	--	---

			<p>0平方メートル未満のもの 14万9,000円</p> <p>d 5,000平方メートル以上のもの 21万7,000円</p> <p>(2) 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 工場等（知事が規則で定める建築物をいう。以下この項および次項において同じ。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 2万3,000円</p> <p>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 3万1,000円</p> <p>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 4万3,000円</p> <p>d 2,000平方メ</p>			<p>11万円</p> <p>(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15万円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 24万円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 31万円</p> <p>(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 37万円</p> <p>(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの 43万円</p>
--	--	--	--	--	--	--

			<p>メートル以上5,000平方メートル未満のもの 10万円</p> <p>e 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 15万円</p> <p>f 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 19万円</p> <p>g 2万5,000平方メートル以上のもの 23万円</p> <p>(i) <u>省令第1条第1項第1号口に掲げる基準に適合するかどうかの判定</u> 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 1万9,000円</p> <p>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 2万6,000円</p> <p>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万7,000円</p> <p>d 2,000平方メートル以上5,000</p>			
--	--	--	--	--	--	--



			<p>0平方メートル未満 のもの 9万5,000円</p> <p>e 5,000平方メ ートル以上1万平方 メートル未満のもの 14万円</p> <p>f 1万平方メートル 以上2万5,000 平方メートル未満の もの 18万円</p> <p>g 2万5,000平 方メートル以上のも の 22万円</p> <p>イ 工場等以外の建築物 次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 省令第1条第1項第 1号イに掲げる基準に 適合するかどうかの判 定 次に掲げる床面積 の合計の区分に応じ、 それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メー トル未満のもの 22万7,000円</p> <p>b 300平方メー トル以上1,000平 方メートル未満のも の 28万円</p> <p>c 1,000平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの 37万円</p> <p>d 2,000平方メ</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<p>メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52万円</p> <p>e 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 64万円</p> <p>f 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 76万円</p> <p>g 2万5,000平方メートル以上のもの 87万円</p> <p>(イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの判定次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 8万7,000円</p> <p>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11万円</p> <p>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15万円</p> <p>d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 24万円</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<p>e 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 31万円</p> <p>f 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 37万円</p> <p>g 2万5,000平方メートル以上のもの 43万円</p>			
<p>97 法第11条第2項もしくは第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または法第11条第2項もしくは第12条第3項に規定する軽微な変更に関する軽微な変更に関する証明申請の審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請または軽微変更証明申請の手数料</p>	<p>1の建築物ごとに次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>(1) 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 200平方メートル未満のもの 1万9,000円</p> <p>b 200平方メートル以上のもの 2万1,000円</p> <p>(1) 省令第1条第1項第</p>	<p>97 法第12条第2項もしくは第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または法第12条第2項もしくは第13条第3項に規定する軽微な変更に関する軽微な変更に関する証明申請の審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請または軽微変更証明申請の手数料</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 工場等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 2万4,000円</p> <p>(1) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万5,000円</p> <p>(7) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 9万1,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メー</p>	

			<p>2号イ(2)および同号ロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの判定</p> <p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 200平方メートル未満のもの 1万1,000円</p> <p>b 200平方メートル以上のもの 1万2,000円</p> <p>(ウ) (7)、(イ)以外の場合</p> <p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 200平方メートル未満のもの 1万5,000円</p> <p>b 200平方メートル以上のもの 1万6,000円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの判定</p> <p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 3万9,000円</p>			<p>トル以上1万平方メートル未満のもの 14万円</p> <p>(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 17万円</p> <p>(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの 21万円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの判定</p> <p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 2万1,000円</p> <p>(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万2,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 8万7,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 13万円</p> <p>(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの</p>
--	--	--	--	--	--	--

			<p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 6万7,000円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 12万円</p> <p>d 5,000平方メートル以上のもの 18万円</p> <p>(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの判定次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 2万1,000円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万8,000円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 7万4,000円</p> <p>d 5,000平方メートル以上のもの 11万8,000円</p>			<p>17万円</p> <p>(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの 21万円</p> <p>(2) 工場等以外の建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 15万円</p> <p>(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20万円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 30万円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 39万円</p> <p>(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 46万円</p> <p>(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの</p>
--	--	--	---	--	--	---

			<p>(ウ) (7)、(イ)以外の場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 3万円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 5万3,000円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 9万7,000円</p> <p>d 5,000平方メートル以上のもの 14万9,000円</p> <p>(2) 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 工場等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 1万6,000円</p>			<p>53万円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 6万3,000円</p> <p>(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 8万6,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 16万円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 22万円</p> <p>(オ) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 26万円</p> <p>(カ) 2万5,000平方メートル以上のもの 32万円</p>
--	--	--	--	--	--	---

			<p>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 2万4,000円</p> <p>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万5,000円</p> <p>d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 9万1,000円</p> <p>e 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 14万円</p> <p>f 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 17万円</p> <p>g 2万5,000平方メートル以上のもの 21万円</p> <p>(イ) 省令第1条第1項第1号口に掲げる基準に適合するかどうかの判定次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 1万4,000円</p>				
--	--	--	---	--	--	--	--

			<p>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 2万1,000円</p> <p>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万2,000円</p> <p>d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 8万7,000円</p> <p>e 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 13万円</p> <p>f 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 17万円</p> <p>g 2万5,000平方メートル以上のもの 21万円</p> <p>イ 工場等以外の建築物 次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額 (7) 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するかどうかの判定 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ次に定める額</p>			
--	--	--	---	--	--	--



			<p>a 300平方メートル未満のもの 11万8,000円</p> <p>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 15万円</p> <p>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20万円</p> <p>d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 30万円</p> <p>e 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 39万円</p> <p>f 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 46万円</p> <p>g 2万5,000平方メートル以上のもの 53万円</p> <p>(イ) 省令第1条第1項第1号口に掲げる基準に適合するかどうかの判定次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 4万8,000円</p>			
--	--	--	---	--	--	--

		<u>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>6万3,000円</u>			
		<u>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>8万6,000円</u>			
		<u>d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>16万円</u>			
		<u>e 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの</u> <u>22万円</u>			
		<u>f 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの</u> <u>26万円</u>			
		<u>g 2万5,000平方メートル以上のもの</u> <u>32万円</u>			
98～102 (略)	(略)	(略)	98～102 (略)	(略)	(略)
9 (略)			9 (略)		

第2条 福井県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条、第3条関係) 1～4 (略)	別表(第2条、第3条関係) 1～4 (略)

5 健康福祉部関係			5 健康福祉部関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
1～46 (略)	(略)	(略)	1～46 (略)	(略)	(略)
47 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく第1種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	第1種大麻草採取栽培者免許申請手数料	2万2,500円	47 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者免許申請手数料	6,700円
48 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第1種大麻草採取栽培者名簿の登録の変更	第1種大麻草採取栽培者登録変更手数料	3,200円	48 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録の変更	大麻草採取栽培者登録変更手数料	3,200円
49 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく免許証の再交付	第1種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	3,200円	49 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく免許証の再交付	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	3,200円
50～211 (略)	(略)	(略)	50～211 (略)	(略)	(略)
6～9 (略)			6～9 (略)		

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（別表第5号の表の改正規定に限る。）の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年3月1日

(3) 第1条（別表第6号の表の改正規定に限る。）の規定 令和7年3月24日

(4) 第1条（第1号および第3号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和7年4月1日

#### 提 案 理 由

関係法令の改正に伴い、手数料の新設等をしたいので、この案を提出する。

第85号議案

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>37万400円</u></p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>36万9,500円</u></p>

<p>(2) 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,600円</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 世帯主である職員のうち扶養親族のある職員（扶養親族のある職員であって別表第6に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、前条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会が定めるものに限る。）およびこれに準ずるものとして人事委員会が定めるものを除く。） <u>1万9,800円</u></p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の世帯主である職員 <u>1万1,400円</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 <u>8,200円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4~7 (略)</p>	<p>(2) 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,100円</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 世帯主である職員のうち扶養親族のある職員（扶養親族のある職員であって別表第6に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、前条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会が定めるものに限る。）およびこれに準ずるものとして人事委員会が定めるものを除く。） <u>1万7,800円</u></p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の世帯主である職員 <u>1万200円</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 <u>7,360円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4~7 (略)</p>
--	--

(勤勉手当)  
第22条 (略)  
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。  
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額  
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額  
3～6 (略)

(勤勉手当)  
第22条 (略)  
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。  
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額  
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額  
3～6 (略)

別表第1から別表第5の2までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	320,000	354,600	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	321,800	357,100	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	323,700	359,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	325,600	361,600	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	327,400	363,900	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	329,100	366,400	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	331,100	368,600	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	333,100	371,100	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	335,000	373,400	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	336,900	376,000	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	338,700	378,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	340,500	380,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	342,200	382,400	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	343,900	384,700	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	345,500	386,800	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	347,200	388,800	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	348,800	390,800	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	350,500	393,100	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	352,100	395,300	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	353,700	397,500	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	355,200	399,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	356,900	402,000	456,900	517,100



定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	358,500	404,200	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	360,100	406,500	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	361,700	408,300	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	363,500	410,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	365,000	412,100	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	366,600	413,900	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	368,000	415,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	369,600	417,500	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	371,200	419,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	372,700	421,100	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	374,600	422,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	376,500	424,200	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	378,400	425,700	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	380,200	427,200	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	381,700	428,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	383,500	430,000	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	385,200	431,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	386,800	432,500	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	388,500	433,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	389,900	435,000	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	391,300	436,300	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	392,700	437,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	394,100	438,700	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	395,300	439,500			
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	396,500	440,300			
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	397,500	441,100			
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	398,600	441,700			
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	399,800	442,300			
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	400,900	442,900			

52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	402,000	443,500
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	402,700	444,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	403,400	445,000
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	404,100	445,400
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	404,800	446,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	405,400	446,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	406,000	447,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	406,500	447,400
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	406,900	447,800
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	407,300	448,200
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	407,500	448,600
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	407,800	449,000
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	408,100	449,300
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	408,400	449,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	408,700	450,000
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	409,000	450,300
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	409,300	450,600
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	409,500	450,900
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	409,800	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	410,100	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	410,400	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	410,600	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	410,900	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	411,200	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	411,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	411,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	412,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	412,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	412,500	

81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	412,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	413,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	413,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	413,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	413,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	414,000
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	414,300
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	414,500
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	414,700
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	415,000
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	415,300
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	415,500
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	415,700
94		299,400	347,400	386,600		
95		299,700	347,800	387,000		
96		300,100	348,200	387,400		
97		300,300	348,400	387,700		
98		300,600	348,800	388,200		
99		301,000	349,200	388,600		
100		301,400	349,500	389,000		
101		301,600	349,800	389,300		
102		301,900	350,200	389,800		
103		302,200	350,600	390,200		
104		302,500	351,000	390,600		
105		302,700	351,500	390,900		
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			

	110		304,200	353,600						
	111		304,600	353,900						
	112		304,900	354,200						
	113		305,100	354,700						
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

## 警 察 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400

定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900		
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400		
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900		
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400		
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700		
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000		

52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		

81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100	
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400	
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600	
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800	
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100	
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400	
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600	
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800	
94	308,300	330,200	356,200	389,800	421,700		
95	309,200	331,400	357,700	390,300	422,100		
96	310,000	332,600	359,100	390,800	422,500		
97	310,800	333,800	360,400	391,200	422,800		
98	311,800	335,100	361,600	391,600	423,200		
99	312,700	336,300	362,700	392,100	423,600		
100	313,600	337,500	363,900	392,600	424,000		
101	314,500	338,900	365,000	393,000	424,300		
102	315,500	339,800	366,100	393,500			
103	316,500	340,800	367,200	394,000			
104	317,400	341,900	368,300	394,500			
105	318,200	343,000	369,500	394,800			
106	318,800	344,100	370,000	395,200			
107	319,400	345,100	370,600	395,700			
108	320,000	346,100	371,200	396,000			
109	320,500	347,300	371,800	396,300			



110	321,000	348,300	372,300	396,800					
111	321,400	349,300	372,700	397,300					
112	321,900	350,200	373,200	397,800					
113	322,700	351,100	373,600	398,100					
114	323,400	352,000	374,000	398,600					
115	324,100	353,000	374,500	399,100					
116	324,700	354,000	375,000	399,600					
117	325,300	355,000	375,400	399,900					
118	326,000	355,400	375,900	400,400					
119	326,700	356,000	376,500	400,900					
120	327,500	356,600	377,000	401,400					
121	328,100	356,900	377,200	401,800					
122	328,400	357,300	377,700	402,300					
123	328,900	357,700	378,200	402,700					
124	329,400	358,100	378,600	403,200					
125	329,700	358,500	379,100	403,600					
126		358,900	379,600	404,100					
127		359,300	380,100	404,500					
128		359,700	380,600	405,000					
129		360,100	380,900	405,400					
130			381,400						
131			381,900						
132			382,400						
133			382,700						
134			383,200						
135			383,600						
136			384,000						
137			384,300						
138			384,800						

	139			385,300						
	140			385,800						
	141			386,100						
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

## 別表第3（第3条関係）

## ア 教 育 職 給 料 表 （1）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	384,000	460,600

	23	244,500	282,500	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	398,600	475,900
定年前	33	256,400	301,100	400,000	477,100
再任用	34	257,700	302,900	401,600	477,800
短時間	35	259,000	304,600	403,200	478,500
勤務	36	260,300	306,200	404,700	479,200
職員	37	261,700	307,800	405,900	479,800
以外の	38	263,100	309,500	407,300	480,500
職員	39	264,400	311,300	408,700	481,200
	40	265,700	313,000	410,000	481,900
	41	267,000	314,300	411,600	482,500
	42	268,000	316,200	413,000	483,200
	43	269,000	318,000	414,300	483,900
	44	269,900	319,700	415,700	484,600
	45	270,600	321,400	417,100	485,200
	46	271,400	323,300	418,400	485,900
	47	272,200	325,000	419,900	486,600
	48	273,000	326,700	421,400	487,300
	49	273,800	328,400	423,000	487,900
	50	274,600	330,200	424,400	
	51	275,300	332,000	426,000	

52	276,100	333,700	427,500
53	276,900	335,400	429,200
54	277,700	336,700	430,700
55	278,500	338,000	432,300
56	279,300	339,300	433,900
57	280,000	340,800	435,400
58	280,600	342,400	436,900
59	281,400	343,900	438,100
60	282,300	345,500	439,300
61	283,100	347,000	440,500
62	283,700	348,600	441,800
63	284,500	350,200	443,000
64	285,200	351,700	444,200
65	286,200	353,200	445,300
66	287,000	354,800	446,500
67	287,800	356,400	447,700
68	288,500	357,900	448,900
69	289,200	359,400	450,100
70	290,000	361,000	451,300
71	290,800	362,600	452,500
72	291,500	364,100	453,700
73	292,200	365,600	454,800
74	292,900	367,200	455,400
75	293,600	368,800	455,900
76	294,200	370,300	456,400
77	294,800	371,800	456,900
78	295,500	373,200	457,500
79	296,200	374,600	458,000
80	296,800	375,900	458,500

81	297,400	377,200	459,000
82	298,100	378,600	459,600
83	298,800	380,000	460,100
84	299,500	381,300	460,600
85	300,200	382,400	461,100
86	301,000	383,800	461,700
87	301,700	385,100	462,200
88	302,400	386,400	462,700
89	303,100	387,600	463,200
90	304,000	388,900	
91	304,800	390,000	
92	305,600	391,200	
93	306,100	392,400	
94	306,900	393,500	
95	307,700	394,700	
96	308,500	395,900	
97	309,200	397,300	
98	310,000	398,300	
99	310,800	399,300	
100	311,500	400,300	
101	312,300	401,200	
102	313,200	402,200	
103	314,100	403,300	
104	314,900	404,400	
105	315,500	405,100	
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	

110	319,000	409,400		
111	319,400	410,200		
112	319,900	411,000		
113	320,400	411,600		
114	320,800	412,300		
115	321,300	413,000		
116	321,700	413,700		
117	322,200	414,300		
118	322,700	414,800		
119	323,100	415,200		
120	323,600	415,500		
121	324,100	415,800		
122	324,500	416,100		
123	325,000	416,400		
124	325,500	416,600		
125	326,100	416,800		
126	326,400	417,100		
127	326,700	417,400		
128	327,000	417,600		
129	327,200	417,800		
130	327,500	418,100		
131	327,800	418,400		
132	328,000	418,600		
133	328,200	418,800		
134	328,400	419,100		
135	328,600	419,400		
136	328,900	419,600		
137	329,200	419,800		
138	329,400	420,100		

	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400	422,100		
	147	331,700	422,400		
	148	332,000	422,600		
	149	332,200	422,800		
	150	332,400	423,100		
	151	332,700	423,400		
	152	333,000	423,600		
	153	333,200	423,800		
定年前 再任用 短時間 勤務員 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考

- この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



別表第3（第3条関係）

## イ 教 育 職 給 料 表 （2）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	362,800	442,900

	24	245,800	260,800	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	373,700	452,400
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	33	256,300	278,100	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	380,600	455,800
	39	263,500	290,400	381,800	456,300
	40	264,700	292,200	382,900	456,800
	41	265,900	294,000	384,000	457,300
	42	267,000	295,900	385,200	457,800
	43	268,100	297,700	386,400	458,300
	44	269,200	299,400	387,500	458,800
	45	270,200	301,100	388,600	459,300
	46	271,000	302,900	389,800	459,800
	47	271,800	304,600	391,000	460,300
	48	272,600	306,200	392,200	460,800
	49	273,300	307,800	393,400	461,300
	50	274,100	309,500	394,700	
	51	274,800	311,300	395,900	
	52	275,500	313,000	397,100	

53	276,300	314,300	398,300
54	277,100	316,200	399,600
55	277,900	318,000	400,600
56	278,600	319,700	401,700
57	279,300	321,400	402,900
58	280,100	323,300	404,100
59	280,900	325,000	405,300
60	281,600	326,700	406,500
61	282,200	328,400	407,600
62	282,900	330,200	408,600
63	283,600	332,000	409,900
64	284,200	333,700	411,100
65	284,900	335,400	412,300
66	285,600	336,700	413,400
67	286,300	338,000	414,500
68	287,000	339,300	415,600
69	287,700	340,800	416,600
70	288,500	342,300	417,800
71	289,200	343,800	419,000
72	289,900	345,300	420,200
73	290,400	346,700	420,800
74	291,100	348,200	421,600
75	291,800	349,700	422,300
76	292,400	351,200	422,800
77	293,000	352,600	423,100
78	293,700	354,100	423,400
79	294,300	355,600	423,800
80	294,900	357,100	424,200
81	295,500	358,500	424,500
82	296,100	359,800	424,900

83	296,700	361,100	425,200
84	297,300	362,300	425,500
85	297,800	363,500	425,800
86	298,300	364,700	426,200
87	298,800	365,900	426,500
88	299,300	367,000	426,800
89	299,700	368,100	427,100
90	300,300	369,200	427,400
91	300,800	370,300	427,700
92	301,300	371,400	427,900
93	301,600	372,500	428,100
94	302,100	373,700	428,400
95	302,600	374,800	428,700
96	303,000	375,900	428,900
97	303,400	376,900	429,100
98	303,900	377,900	429,400
99	304,400	378,800	429,700
100	304,800	379,700	429,900
101	305,200	380,500	430,100
102	305,600	381,500	430,400
103	306,000	382,400	430,700
104	306,300	383,300	430,900
105	306,500	384,100	431,100
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	

113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,400		
130		403,000		
131		403,500		
132		404,000		
133		404,300		
134		404,600		
135		404,900		
136		405,200		
137		405,500		
138		405,800		
139		406,100		
140		406,400		
141		406,700		
142		407,000		

143		407,300		
144		407,600		
145		407,800		
146		408,100		
147		408,400		
148		408,600		
149		408,800		
150		409,100		
151		409,400		
152		409,600		
153		409,800		
154		410,100		
155		410,400		
156		410,600		
157		410,800		
158		411,100		
159		411,400		
160		411,600		
161		411,800		
162		412,100		
163		412,400		
164		412,600		
165		412,800		
定年前 再任用 短時間 勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 229,700	円 276,000	円 330,000	円 411,900
備考	1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。			

別表第4（第3条関係）

## 研 究 職 給 料 表

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	411,600
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	414,200
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	417,000
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	419,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	422,500
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	425,000
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	427,800
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	430,400
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	432,800
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	435,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	438,100
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	440,700
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	443,100
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	445,700
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	448,300
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	450,800
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	453,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	455,500
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	458,000
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	460,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	462,400
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	464,500

定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	23	222,800	283,200	349,900	384,400	466,600
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	468,600
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	470,500
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	472,400
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	474,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	476,400
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	478,200
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	480,100
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	482,100
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	484,100
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	485,800
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	487,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	488,900
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	490,600
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	492,100
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	493,100
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	494,400
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,600
	41	251,100	310,100	368,400	410,400	496,500
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	497,400
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	498,400
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	499,400
	45	257,100	312,100	371,600	415,900	500,200
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	501,000
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	501,800
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	502,600
	49	262,000	314,000	374,800	421,500	503,200
	50	263,100	314,500	376,100	422,900	
	51	264,200	315,000	377,400	424,300	



52	265,300	315,500	378,600	425,700
53	266,400	315,900	379,300	427,100
54	267,500	316,400	380,300	428,500
55	268,500	316,800	381,100	429,900
56	269,500	317,200	381,800	431,300
57	270,500	317,600	382,500	432,400
58	271,200	318,000	383,200	433,700
59	271,800	318,400	383,900	435,100
60	272,400	318,800	384,600	436,400
61	273,000	319,200	385,200	437,200
62	273,600	319,800	385,900	438,000
63	274,200	320,400	386,700	438,900
64	274,800	321,000	387,500	439,800
65	275,400	321,500	388,100	440,600
66	276,000	322,100	388,900	441,400
67	276,600	322,700	389,600	442,000
68	277,200	323,300	390,300	442,800
69	277,800	323,800	390,900	443,200
70	278,500	324,400	391,600	443,800
71	279,200	325,000	392,300	444,300
72	279,900	325,600	393,000	444,800
73	280,500	326,100	393,700	445,300
74	281,200	326,800	394,300	445,900
75	281,900	327,500	394,900	446,400
76	282,600	328,200	395,600	446,900
77	283,200	328,900	396,300	447,400
78	283,900	329,600	396,800	448,000
79	284,600	330,300	397,400	448,500
80	285,200	331,000	398,000	449,000

81	285,800	331,700	398,500	449,500
82	286,500	332,500	399,100	450,100
83	287,200	333,200	399,700	450,600
84	287,800	333,800	400,200	451,100
85	288,400	334,300	400,700	451,600
86	289,100	334,800	401,200	452,200
87	289,800	335,200	401,700	452,700
88	290,400	335,600	402,400	453,200
89	291,000	335,900	402,800	453,700
90	291,700	336,400		
91	292,400	336,800		
92	293,000	337,200		
93	293,600	337,500		
94	294,300	337,900		
95	294,900	338,300		
96	295,500	338,700		
97	295,800	339,200		
98	296,400	339,700		
99	297,000	340,200		
100	297,500	340,700		
101	298,000	341,200		
102	298,400	341,700		
103	298,800	342,200		
104	299,200	342,700		
105	299,600	343,100		
106	300,100	343,500		
107	300,600	344,000		
108	300,900	344,400		
109	301,100	344,900		

	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前 再任用 短時間 勤務員 勤職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400	円 386,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

ア 医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
定年前	22	357,100	420,500	464,100	524,000

再任用	23	360,200	422,000	465,900	525,800
短時間	24	363,200	423,500	467,700	527,600
勤務	25	366,200	424,900	469,500	529,200
職員	26	368,500	426,400	471,300	531,000
以外の	27	370,800	427,900	473,100	532,800
職員	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000

52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	580,200
67		477,500	529,400	581,100
68		478,100	530,300	582,000
69		478,400	531,200	582,900
70		479,000	532,000	583,800
71		479,700	532,900	584,700
72		480,400	533,800	585,600
73		480,800	534,600	586,500
74		481,400	535,500	587,400
75		482,100	536,400	588,300
76		482,800	537,100	589,200
77		483,200	537,900	590,100
78		483,800	538,800	591,000
79		484,400	539,700	591,900
80		484,900	540,600	592,800

81		485,400	541,400	593,700
82		485,900	542,300	594,600
83		486,400	543,200	595,500
84		486,900	544,100	596,400
85		487,300	544,900	597,300
86		487,800	545,800	598,200
87		488,200	546,700	599,100
88		488,700	547,600	600,000
89		489,200	548,400	600,900
90		489,800		
91		490,400		
92		490,800		
93		491,300		
94		491,900		
95		492,500		
96		493,000		
97		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
定年前	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000



再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200

52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	411,900	
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	412,200	
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	412,500	
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	412,700	
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	413,000	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	413,300	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	413,600	
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	413,800	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	414,100	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	414,400	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	414,700	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	414,900	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		

81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600
86		294,100	330,400	351,200	
87		294,300	330,600	351,500	
88		294,500	330,900	351,800	
89		294,900	331,300	352,200	
90		295,100	331,700	352,500	
91		295,300	332,000	352,800	
92		295,500	332,300	353,100	
93		295,900	332,600	353,500	
94		296,100	332,800	353,800	
95		296,300	333,200	354,100	
96		296,600	333,500	354,400	
97		296,900	333,700	354,700	
98		297,100	334,000	355,100	
99		297,300	334,300	355,500	
100		297,600	334,600	355,900	
101		297,900	334,800	356,400	
102		298,100	335,100	356,800	
103		298,300	335,400	357,200	
104		298,600	335,600	357,600	
105		298,900	335,800	358,100	
106			336,000		
107			336,400		
108			336,600		
109			336,800		

	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

## ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600

	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
定年前	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
再任用	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
短時間	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
勤務	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
職員	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
以外の	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
職員	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200

52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	436,900	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	437,200	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,500	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	437,900	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	438,300	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	438,600	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	438,900	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	439,300	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		

81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	



110	297,600	328,500	360,600	379,400				
111	297,800	328,800	361,100	379,900				
112	298,100	329,100	361,600	380,400				
113	298,400	329,400	362,100	381,000				
114	298,600	329,800	362,600					
115	298,900	330,100	363,100					
116	299,100	330,400	363,500					
117	299,400	330,600	363,900					
118	299,700	330,900	364,300					
119	300,000	331,200	364,800					
120	300,300	331,400	365,300					
121	300,600	331,600	365,700					
122	301,000	331,900	366,200					
123	301,300	332,200	366,700					
124	301,600	332,500	367,200					
125	301,800	332,700	367,500					
126	302,000	333,000						
127	302,300	333,400						
128	302,700	333,600						
129	302,900	333,800						
130	303,200	334,000						
131	303,600	334,400						
132	304,000	334,600						
133	304,200	334,900						
134	304,500	335,300						
135	304,800	335,700						
136	305,100	336,100						
137	305,300	336,400						
138	305,600	336,800						

	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						

	168	314,500						
	169	314,900						
定年前 再任用 短時間 勤務員 勤職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	円 376,600

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5の2（第3条関係）

福 社 職 給 料 表

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	246,200	284,700	302,400	335,000	373,400
	2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900	376,000
	3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,700	378,300
	4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500	380,500
	5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200	382,400
	6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900	384,700
	7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500	386,800
	8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200	388,800
	9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800	390,800
	10	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500	393,100
	11	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100	395,300
	12	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700	397,500
	13	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200	399,700
	14	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900	402,000
	15	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500	404,200
	16	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100	406,500
	17	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700	408,300
	18	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500	410,200
	19	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000	412,100
	20	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600	413,900
	21	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000	415,700
	22	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600	417,500

定年前 再任用 短時間 勤務員 以外の 職員	23	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200	419,300
	24	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700	421,100
	25	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600	422,700
	26	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500	424,200
	27	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400	425,700
	28	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200	427,200
	29	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700	428,700
	30	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500	430,000
	31	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200	431,300
	32	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800	432,500
	33	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500	433,700
	34	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900	435,000
	35	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300	436,300
	36	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700	437,500
	37	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100	438,700
	38	246,000	287,500	321,600	356,800	395,300	439,500
	39	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500	440,300
	40	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500	441,100
	41	248,500	290,300	324,800	361,200	398,600	441,700
	42	249,100	291,300	325,900	362,700	399,800	442,300
	43	249,700	292,300	327,000	364,200	400,900	442,900
	44	250,300	293,200	328,000	365,700	402,000	443,500
	45	250,800	294,100	329,000	367,100	402,700	444,200
	46	251,300	295,100	329,900	368,500	403,400	445,000
	47	251,800	296,100	330,800	369,900	404,100	445,400
	48	252,300	297,000	331,700	371,300	404,800	446,100
	49	252,800	297,900	332,600	372,300	405,400	446,600
	50	253,400	298,800	333,300	373,400	406,000	447,000
	51	253,900	299,700	333,900	374,300	406,500	447,400

52	254,400	300,600	334,500	375,400	406,900	447,800
53	254,800	301,400	335,100	376,100	407,300	448,200
54	255,300	302,300	335,800	376,700	407,500	448,600
55	255,800	303,200	336,400	377,400	407,800	449,000
56	256,300	304,000	337,000	378,200	408,100	449,300
57	256,800	304,900	337,600	379,000	408,400	449,600
58	257,200	305,900	338,100	379,700	408,700	450,000
59	257,600	306,900	338,600	380,500	409,000	450,300
60	258,000	307,800	339,100	381,200	409,300	450,600
61	258,400	308,700	339,500	382,000	409,500	450,900
62	258,800	309,700	339,700	382,700	409,800	
63	259,200	310,600	340,200	383,400	410,100	
64	259,600	311,500	340,700	384,000	410,400	
65	260,000	312,400	341,000	384,300	410,600	
66	260,400	313,300	341,400	384,900	410,900	
67	260,800	314,200	341,900	385,500	411,200	
68	261,200	315,000	342,300	386,200	411,500	
69	261,600	315,700	342,700	386,600	411,700	
70	262,000	316,600	343,200	387,300	412,000	
71	262,400	317,400	343,600	387,900	412,300	
72	262,800	318,200	344,100	388,500	412,500	
73	263,200	319,000	344,300	388,900	412,700	
74	263,600	319,500	344,800	389,400	413,000	
75	264,000	320,000	345,300	390,000	413,300	
76	264,400	320,500	345,700	390,500	413,500	
77	264,800	321,000	346,000	390,900	413,700	
78	265,200	321,600	346,400	391,400		
79	265,600	322,100	346,900	391,900		
80	265,900	322,600	347,300	392,400		

81	266,200	322,900	347,500	392,900		
82	266,600	323,200	347,800	393,300		
83	267,000	323,700	348,200	393,700		
84	267,300	324,000	348,600	394,100		
85	267,600	324,300	348,900	394,300		
86	268,000	324,600	349,200	394,500		
87	268,400	324,900	349,600	394,800		
88	268,700	325,200	350,000	395,100		
89	269,000	325,600	350,300	395,300		
90	269,400	326,000	350,700	395,600		
91	269,800	326,300	351,100	395,900		
92	270,100	326,500	351,300	396,100		
93	270,400	327,000	351,600	396,300		
94	270,800	327,400		396,600		
95	271,200	327,600		396,900		
96	271,500	328,000		397,100		
97	271,800	328,400		397,300		
98	272,200	328,800		397,600		
99	272,600	329,200		397,900		
100	272,900	329,500		398,100		
101	273,200	329,700		398,300		
102	273,600	330,000				
103	274,000	330,300				
104	274,300	330,600				
105	274,500	331,000				
106	274,700	331,200				
107	275,000	331,500				
108	275,300	331,900				
109	275,600	332,300				

110	275,900	332,600				
111	276,200	332,900				
112	276,400	333,200				
113	276,700	333,500				
114	277,000	333,900				
115	277,300	334,200				
116	277,700	334,400				
117	278,000	334,600				
118	278,300	334,900				
119	278,600	335,200				
120	279,000	335,500				
121	279,200	335,700				
122	279,400					
123	279,800					
124	280,100					
125	280,300					
126	280,600					
127	281,000					
128	281,400					
129	281,600					
130	282,000					
131	282,400					
132	282,700					
133	282,900					
134	283,200					
135	283,600					
136	283,900					
137	284,100					
138	284,400					



139	284,700					
140	285,000					
141	285,200					
142	285,400					
143	285,600					
144	285,900					
145	286,300					
146	286,500					
147	286,800					
148	287,100					
149	287,400					
150	287,600					
151	287,900					
152	288,100					
153	288,400					
定年前 再任用 短時間 勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 205,800	円 245,600	円 260,100	円 293,600	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>（以下「<u>扶養親族たる父母等</u>」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「<u>行9級職員等</u>」という。）に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる父母等</u>については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「<u>行8級職員等</u>」という。）にあっては、3,500円）、<u>前項第1号</u>に該当する扶養親族（以下「<u>扶養親族たる子</u>」という。）については1人につき<u>1万3,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第10条 新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に<u>扶養親族たる父母等</u>がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行9級職</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>（以下「<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「<u>行9級職員等</u>」という。）に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者</u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「<u>行8級職員等</u>」という。）にあっては、3,500円）、<u>前項第2号</u>に該当する扶養親族（以下「<u>扶養親族たる子</u>」という。）については1人につき<u>1万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第10条 新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行9級職</p>

員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。  
。)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第2号もしくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合および行9級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号または第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族たる父母等および扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係

員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合および行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号または第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等および扶養親族たる子で第1項の規定による

<p>るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等および行9級職員等以外の職員となった場合</p> <p>(5) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものおよび扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものがある行9級職員等となった場合</p> <p>(6) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等および行9級職員等以外のものがある行8級職員等となった場合</p> <p>(7) (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 3級地 <math>\frac{100}{100}</math>分の12</p> <p>(4) 4級地 <math>\frac{100}{100}</math>分の8</p> <p>(5) 5級地 <math>\frac{100}{100}</math>分の4</p> <p>3 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第10条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第11条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等および行9級職員等以外の職員となった場合</p> <p>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものおよび扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものがある行9級職員等となった場合</p> <p>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等および行9級職員等以外のものがある行8級職員等となった場合</p> <p>(7) (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 3級地 <math>\frac{100}{100}</math>分の15</p> <p>(4) 4級地 <math>\frac{100}{100}</math>分の12</p> <p>(5) 5級地 <math>\frac{100}{100}</math>分の10</p> <p>(6) 6級地 <math>\frac{100}{100}</math>分の6</p> <p>(7) 7級地 <math>\frac{100}{100}</math>分の3</p> <p>3 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第10条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第11条の2第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p>
--	---

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額および前号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）

3 (略)

4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、運賃等相当額と5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）との差額の2分の1を当該5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額に加算した額）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額および前号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額と5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額の2分の1を当該5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額に加算した額）、第1号に定める額または前号に定める額

3 (略)

4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基



礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(その額を支給単位期間の月数で除して得た額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円)

(2) (略)  
5~9 (略)

(寒冷地手当)

第12条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(常時勤務に服する職員に限り、人事委員会が定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。)に対して支給する。

(1) (略)  
(2) 別表第6に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷および積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会が定めるものに在勤する職員

2・3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 (略)

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。))が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)  
5~9 (略)

(寒冷地手当)

第12条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(常時勤務に服する職員に限り、人事委員会が定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。)に対して支給する。

(1) (略)  
(2) 別表第6に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷および積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会が定めるものに在勤する職員であって同表に掲げる地域または人事委員会が定める区域に居住するもの

2・3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 (略)

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務の場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

4 (略)

(特定職員についての適用除外)

第20条 (略)

2 第8条の2から第10条までおよび第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3・4 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4~7 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総

号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 (略)

(特定職員についての適用除外)

第20条 (略)

2 第8条の2から第10条まで、第10条の3、第10条の5、第12条から第12条の3までおよび第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3・4 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5(管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4~7 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総

額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤  
 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡し  
 た職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17  
 項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに  
 対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部  
 職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間  
 勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、1  
 00分の60）を乗じて得た額の総額

3～6 （略）

附 則

1～15 （略）

16 県内に所在する公署に在勤する職員には、当分の間、第10条の2の規定  
 にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に100分の  
 1.0を乗じて得た月額の地域手当を支給する。この場合における第10条の  
 3の規定の適用については、同条中「前条の規定により」とあるのは「前条ま  
 たは附則第16項の規定により」と、「前条の規定にかかわらず」とあるのは  
 「前条または同項の規定にかかわらず」とする。

17～34 （略）

額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤  
 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡し  
 た職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17  
 項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに  
 対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には1  
 00分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）、  
12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては  
100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間  
 勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.7  
 5（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）、12月に支給する  
 場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61  
 .25）を乗じて得た額の総額

3～6 （略）

附 則

1～15 （略）

16 県内に所在する公署に在勤する職員には、当分の間、第10条の2の規定  
 にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に100分の  
 1.4を乗じて得た月額の地域手当を支給する。この場合における第10条の  
 3の規定の適用については、同条中「前条の規定により」とあるのは「前条ま  
 たは附則第16項の規定により」と、「前条の規定にかかわらず」とあるのは  
 「前条または同項の規定にかかわらず」とする。

17～34 （略）

別表第1から別表第5の2までを次のように改める。



別表第1（第3条関係）

## 行 政 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	342,200	390,800	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	343,900	393,100	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	345,500	395,300	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	347,200	397,500	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	348,800	399,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	350,500	402,000	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	352,100	404,200	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	353,700	406,500	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	355,200	408,300	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	356,900	410,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	358,500	412,100		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	360,100	413,900		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	361,700	415,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	363,500	417,500		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	365,000	419,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	366,600	421,100		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	368,000	422,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	369,600	424,200		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	371,200	425,700		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	372,700	427,200		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	374,600	428,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	376,500	430,000		

定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	378,400	431,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	380,200	432,500		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	381,700	433,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	383,500	435,000		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	385,200	436,300		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	386,800	437,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	388,500	438,700		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	389,900	439,500		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	391,300	440,300		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	392,700	441,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	394,100	441,700		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	395,300	442,300		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	396,500	442,900		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	397,500	443,500		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	398,600	444,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	399,800	445,000		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	400,900	445,400		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	402,000	446,100		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	402,700	446,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	403,400	447,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	404,100	447,400		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	404,800	447,800		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	405,400	448,200		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	406,000	448,600			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	406,500	449,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	406,900	449,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	407,300	449,600			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	407,500	450,000			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	407,800	450,300			

52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	408,100	450,600			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	408,400	450,900			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	408,700				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	409,000				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	409,300				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	409,500				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	409,800				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	410,100				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	410,400				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	410,600				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	410,900				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	411,200				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	411,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	411,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	412,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	412,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	412,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	412,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	413,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	413,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	413,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	413,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	414,000				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	414,300				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	414,500				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	414,700				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	415,000				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	415,300				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	415,500				

81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	415,700			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000	386,600					
87	256,300	297,400	346,400	387,000					
88	256,600	297,700	346,800	387,400					
89	256,900	298,000	347,000	387,700					
90	257,200	298,300	347,400	388,200					
91	257,500	298,600	347,800	388,600					
92	257,800	299,000	348,200	389,000					
93	258,100	299,200	348,400	389,300					
94		299,400	348,800	389,800					
95		299,700	349,200	390,200					
96		300,100	349,500	390,600					
97		300,300	349,800	390,900					
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						

110	304,200									
111	304,600									
112	304,900									
113	305,100									
114	305,300									
115	305,600									
116	306,000									
117	306,200									
118	306,400									
119	306,700									
120	307,000									
121	307,400									
122	307,600									
123	307,900									
124	308,200									
125	308,500									
定年前 再任用 短時間 勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

警 察 職 給 料 表

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	

	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500			
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800			
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100			
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400			
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700			

52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	



81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800
86	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700	
87	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100	
88	303,900	323,000	348,400	389,000	422,500	
89	304,600	324,000	349,700	389,300	422,800	
90	305,400	325,300	350,900	389,800	423,200	
91	306,200	326,500	352,100	390,300	423,600	
92	306,900	327,700	353,400	390,800	424,000	
93	307,400	328,900	354,700	391,200	424,300	
94	308,300	330,200	356,200	391,600		
95	309,200	331,400	357,700	392,100		
96	310,000	332,600	359,100	392,600		
97	310,800	333,800	360,400	393,000		
98	311,800	335,100	361,600	393,500		
99	312,700	336,300	362,700	394,000		
100	313,600	337,500	363,900	394,500		
101	314,500	338,900	365,000	394,800		
102	315,500	339,800	366,100	395,200		
103	316,500	340,800	367,200	395,700		
104	317,400	341,900	368,300	396,000		
105	318,200	343,000	369,500	396,300		
106	318,800	344,100	370,000	396,800		
107	319,400	345,100	370,600	397,300		
108	320,000	346,100	371,200	397,800		
109	320,500	347,300	371,800	398,100		

110	321,000	348,300	372,300	398,600					
111	321,400	349,300	372,700	399,100					
112	321,900	350,200	373,200	399,600					
113	322,700	351,100	373,600	399,900					
114	323,400	352,000	374,000	400,400					
115	324,100	353,000	374,500	400,900					
116	324,700	354,000	375,000	401,400					
117	325,300	355,000	375,400	401,800					
118	326,000	355,400	375,900	402,300					
119	326,700	356,000	376,500	402,700					
120	327,500	356,600	377,000	403,200					
121	328,100	356,900	377,200	403,600					
122	328,400	357,300	377,700	404,100					
123	328,900	357,700	378,200	404,500					
124	329,400	358,100	378,600	405,000					
125	329,700	358,500	379,100	405,400					
126		358,900	379,600						
127		359,300	380,100						
128		359,700	380,600						
129		360,100	380,900						
130			381,400						
131			381,900						
132			382,400						
133			382,700						
134			383,200						
135			383,600						
136			384,000						
137			384,300						
138			384,800						

	139			385,300						
	140			385,800						
	141			386,100						
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

ア 教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	480,500

	23	244,500	282,500	408,700	481,200
	24	245,800	284,600	410,000	481,900
	25	247,000	286,600	411,600	482,500
	26	248,200	288,500	413,000	483,200
	27	249,400	290,400	414,300	483,900
	28	250,600	292,200	415,700	484,600
	29	251,700	294,000	417,100	485,200
	30	252,900	295,900	418,400	485,900
	31	254,100	297,700	419,900	486,600
	32	255,300	299,400	421,400	487,300
	33	256,400	301,100	423,000	487,900
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	34	257,700	302,900	424,400	
	35	259,000	304,600	426,000	
	36	260,300	306,200	427,500	
	37	261,700	307,800	429,200	
	38	263,100	309,500	430,700	
	39	264,400	311,300	432,300	
	40	265,700	313,000	433,900	
	41	267,000	314,300	435,400	
	42	268,000	316,200	436,900	
	43	269,000	318,000	438,100	
	44	269,900	319,700	439,300	
	45	270,600	321,400	440,500	
	46	271,400	323,300	441,800	
	47	272,200	325,000	443,000	
	48	273,000	326,700	444,200	
	49	273,800	328,400	445,300	
	50	274,600	330,200	446,500	
	51	275,300	332,000	447,700	

52	276,100	333,700	448,900
53	276,900	335,400	450,100
54	277,700	336,700	451,300
55	278,500	338,000	452,500
56	279,300	339,300	453,700
57	280,000	340,800	454,800
58	280,600	342,400	455,400
59	281,400	343,900	455,900
60	282,300	345,500	456,400
61	283,100	347,000	456,900
62	283,700	348,600	457,500
63	284,500	350,200	458,000
64	285,200	351,700	458,500
65	286,200	353,200	459,000
66	287,000	354,800	459,600
67	287,800	356,400	460,100
68	288,500	357,900	460,600
69	289,200	359,400	461,100
70	290,000	361,000	461,700
71	290,800	362,600	462,200
72	291,500	364,100	462,700
73	292,200	365,600	463,200
74	292,900	367,200	
75	293,600	368,800	
76	294,200	370,300	
77	294,800	371,800	
78	295,500	373,200	
79	296,200	374,600	
80	296,800	375,900	

81	297,400	377,200		
82	298,100	378,600		
83	298,800	380,000		
84	299,500	381,300		
85	300,200	382,400		
86	301,000	383,800		
87	301,700	385,100		
88	302,400	386,400		
89	303,100	387,600		
90	304,000	388,900		
91	304,800	390,000		
92	305,600	391,200		
93	306,100	392,400		
94	306,900	393,500		
95	307,700	394,700		
96	308,500	395,900		
97	309,200	397,300		
98	310,000	398,300		
99	310,800	399,300		
100	311,500	400,300		
101	312,300	401,200		
102	313,200	402,200		
103	314,100	403,300		
104	314,900	404,400		
105	315,500	405,100		
106	316,300	406,000		
107	317,100	406,900		
108	317,900	407,800		
109	318,600	408,600		

110	319,000	409,400		
111	319,400	410,200		
112	319,900	411,000		
113	320,400	411,600		
114	320,800	412,300		
115	321,300	413,000		
116	321,700	413,700		
117	322,200	414,300		
118	322,700	414,800		
119	323,100	415,200		
120	323,600	415,500		
121	324,100	415,800		
122	324,500	416,100		
123	325,000	416,400		
124	325,500	416,600		
125	326,100	416,800		
126	326,400	417,100		
127	326,700	417,400		
128	327,000	417,600		
129	327,200	417,800		
130	327,500	418,100		
131	327,800	418,400		
132	328,000	418,600		
133	328,200	418,800		
134	328,400	419,100		
135	328,600	419,400		
136	328,900	419,600		
137	329,200	419,800		
138	329,400	420,100		



	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400	422,100		
	147	331,700	422,400		
	148	332,000	422,600		
	149	332,200	422,800		
	150	332,400	423,100		
	151	332,700	423,400		
	152	333,000	423,600		
	153	333,200	423,800		
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 238,500	円 279,100	円 336,600	円 421,900

備考

- この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第3条関係)

イ 教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	377,200	456,300

	24	245,800	260,800	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	379,400	457,300
	26	248,100	264,000	380,600	457,800
	27	249,200	265,800	381,800	458,300
	28	250,300	267,600	382,900	458,800
	29	251,500	269,300	384,000	459,300
	30	252,800	271,500	385,200	459,800
	31	254,000	273,700	386,400	460,300
	32	255,200	275,900	387,500	460,800
	33	256,300	278,100	388,600	461,300
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	34	257,500	280,300	389,800	
	35	258,700	282,500	391,000	
	36	259,900	284,600	392,200	
	37	261,100	286,600	393,400	
	38	262,300	288,500	394,700	
	39	263,500	290,400	395,900	
	40	264,700	292,200	397,100	
	41	265,900	294,000	398,300	
	42	267,000	295,900	399,600	
	43	268,100	297,700	400,600	
	44	269,200	299,400	401,700	
	45	270,200	301,100	402,900	
	46	271,000	302,900	404,100	
	47	271,800	304,600	405,300	
	48	272,600	306,200	406,500	
	49	273,300	307,800	407,600	
50	274,100	309,500	408,600		
51	274,800	311,300	409,900		
52	275,500	313,000	411,100		

53	276,300	314,300	412,300
54	277,100	316,200	413,400
55	277,900	318,000	414,500
56	278,600	319,700	415,600
57	279,300	321,400	416,600
58	280,100	323,300	417,800
59	280,900	325,000	419,000
60	281,600	326,700	420,200
61	282,200	328,400	420,800
62	282,900	330,200	421,600
63	283,600	332,000	422,300
64	284,200	333,700	422,800
65	284,900	335,400	423,100
66	285,600	336,700	423,400
67	286,300	338,000	423,800
68	287,000	339,300	424,200
69	287,700	340,800	424,500
70	288,500	342,300	424,900
71	289,200	343,800	425,200
72	289,900	345,300	425,500
73	290,400	346,700	425,800
74	291,100	348,200	426,200
75	291,800	349,700	426,500
76	292,400	351,200	426,800
77	293,000	352,600	427,100
78	293,700	354,100	427,400
79	294,300	355,600	427,700
80	294,900	357,100	427,900
81	295,500	358,500	428,100
82	296,100	359,800	428,400

83	296,700	361,100	428,700
84	297,300	362,300	428,900
85	297,800	363,500	429,100
86	298,300	364,700	429,400
87	298,800	365,900	429,700
88	299,300	367,000	429,900
89	299,700	368,100	430,100
90	300,300	369,200	430,400
91	300,800	370,300	430,700
92	301,300	371,400	430,900
93	301,600	372,500	431,100
94	302,100	373,700	
95	302,600	374,800	
96	303,000	375,900	
97	303,400	376,900	
98	303,900	377,900	
99	304,400	378,800	
100	304,800	379,700	
101	305,200	380,500	
102	305,600	381,500	
103	306,000	382,400	
104	306,300	383,300	
105	306,500	384,100	
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	

113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,400		
130		403,000		
131		403,500		
132		404,000		
133		404,300		
134		404,600		
135		404,900		
136		405,200		
137		405,500		
138		405,800		
139		406,100		
140		406,400		
141		406,700		
142		407,000		

143		407,300		
144		407,600		
145		407,800		
146		408,100		
147		408,400		
148		408,600		
149		408,800		
150		409,100		
151		409,400		
152		409,600		
153		409,800		
154		410,100		
155		410,400		
156		410,600		
157		410,800		
158		411,100		
159		411,400		
160		411,600		
161		411,800		
162		412,100		
163		412,400		
164		412,600		
165		412,800		
定年前 再任用 短時間 勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 229,700	円 276,000	円 330,000	円 411,900

- 備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第3条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	460,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	468,600
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	476,400
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	484,100
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	490,600
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,600
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	500,200
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	503,200
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	505,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	507,700
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	



	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	
	41	251,100	310,100	374,800	432,400	
	42	252,600	310,600	376,100	433,700	
	43	254,100	311,100	377,400	435,100	
	44	255,600	311,600	378,600	436,400	
	45	257,100	312,100	379,300	437,200	
	46	258,400	312,600	380,300	438,000	
	47	259,600	313,100	381,100	438,900	
	48	260,800	313,600	381,800	439,800	
	49	262,000	314,000	382,500	440,600	
	50	263,100	314,500	383,200	441,400	
	51	264,200	315,000	383,900	442,000	

52	265,300	315,500	384,600	442,800
53	266,400	315,900	385,200	443,200
54	267,500	316,400	385,900	443,800
55	268,500	316,800	386,700	444,300
56	269,500	317,200	387,500	444,800
57	270,500	317,600	388,100	445,300
58	271,200	318,000	388,900	445,900
59	271,800	318,400	389,600	446,400
60	272,400	318,800	390,300	446,900
61	273,000	319,200	390,900	447,400
62	273,600	319,800	391,600	448,000
63	274,200	320,400	392,300	448,500
64	274,800	321,000	393,000	449,000
65	275,400	321,500	393,700	449,500
66	276,000	322,100	394,300	450,100
67	276,600	322,700	394,900	450,600
68	277,200	323,300	395,600	451,100
69	277,800	323,800	396,300	451,600
70	278,500	324,400	396,800	452,200
71	279,200	325,000	397,400	452,700
72	279,900	325,600	398,000	453,200
73	280,500	326,100	398,500	453,700
74	281,200	326,800	399,100	
75	281,900	327,500	399,700	
76	282,600	328,200	400,200	
77	283,200	328,900	400,700	
78	283,900	329,600	401,200	
79	284,600	330,300	401,700	
80	285,200	331,000	402,400	

	81	285,800	331,700	402,800		
	82	286,500	332,500			
	83	287,200	333,200			
	84	287,800	333,800			
	85	288,400	334,300			
	86	289,100	334,800			
	87	289,800	335,200			
	88	290,400	335,600			
	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			

	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前 再任用 短時間 勤務員 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400	円 386,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第5（第3条関係）

## ア 医 療 職 給 料 表 （1）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	582,000
	9	314,100	419,000	469,500	585,600
	10	317,600	420,500	471,300	589,200
	11	321,000	422,000	473,100	592,800
	12	324,400	423,500	474,900	596,400
	13	327,800	424,900	476,700	600,000
	14	331,300	426,400	478,500	603,000
	15	334,700	427,900	480,300	605,500
	16	338,100	429,300	482,100	607,800
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
定年前	22	357,100	438,000	493,200	

再任用	23	360,200	439,500	495,000
短時間	24	363,200	440,900	496,800
勤務	25	366,200	442,300	498,400
職員	26	368,500	443,700	500,200
以外の	27	370,800	445,100	502,000
職員	28	373,000	446,500	503,600
	29	374,900	447,900	505,000
	30	376,600	449,300	506,700
	31	378,300	450,700	508,500
	32	380,100	452,100	510,200
	33	381,900	453,500	511,700
	34	383,700	454,900	513,000
	35	385,300	456,300	514,300
	36	386,700	457,700	515,600
	37	388,100	459,100	516,600
	38	389,600	460,800	517,900
	39	391,100	462,400	519,200
	40	392,600	464,000	520,500
	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
	43	395,400	468,000	523,100
	44	396,100	469,100	523,900
	45	397,000	470,100	524,800
	46	397,600	471,100	525,600
	47	398,200	472,000	526,400
	48	398,800	472,800	527,100
	49	399,400	473,500	527,900
	50	399,900	474,200	528,700
	51	400,400	474,900	529,400

52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	

	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。



別表第5（第3条関係）

## イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
定年前	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900

再任用	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	短時間	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
勤務職員	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
以外の職員	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	

52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	411,900
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	412,200
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,500
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	413,000
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	413,300
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	413,600
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	413,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	414,100
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	414,400
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	414,700
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	414,900
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		

81	255,500	292,800	330,000	350,900			
82	255,800	293,100	330,400	351,200			
83	256,100	293,400	330,600	351,500			
84	256,300	293,700	330,900	351,800			
85	256,500	293,900	331,300	352,200			
86		294,100	331,700	352,500			
87		294,300	332,000	352,800			
88		294,500	332,300	353,100			
89		294,900	332,600	353,500			
90		295,100	332,800	353,800			
91		295,300	333,200	354,100			
92		295,500	333,500	354,400			
93		295,900	333,700	354,700			
94		296,100	334,000	355,100			
95		296,300	334,300	355,500			
96		296,600	334,600	355,900			
97		296,900	334,800	356,400			
98		297,100	335,100	356,800			
99		297,300	335,400	357,200			
100		297,600	335,600	357,600			
101		297,900	335,800	358,100			
102		298,100	336,000				
103		298,300	336,400				
104		298,600	336,600				
105		298,900	336,800				
106			337,200				
107			337,600				
108			338,000				
109			338,200				

定年前 再任用 短時間 勤務員 勤職	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400	円 371,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100

	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
定年前	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
再任用	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
短時間	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
勤務	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
職員	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
以外の	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
職員	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	

52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	436,900
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	437,200
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	437,500
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	437,900
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	438,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	438,600
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	438,900
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	439,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	



81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	

110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				
116	299,100	330,400	365,300				
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					

139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						

	168	314,500						
	169	314,900						
定年前 再任用 短時間 勤務員 勤職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5の2（第3条関係）

## 福 祉 職 給 料 表

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000	422,700
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600	424,200
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200	425,700
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700	427,200
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600	428,700
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500	430,000
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400	431,300
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200	432,500
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700	433,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500	435,000
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200	436,300
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800	437,500
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500	438,700
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900	439,500

定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300	440,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700	441,100
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100	441,700
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300	442,300
	27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500	442,900
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500	443,500
	29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	444,200
	30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	445,000
	31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	445,400
	32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	446,100
	33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	446,600
	34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	447,000
	35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	447,400
	36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	447,800
	37	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400	448,200
	38	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000	448,600
	39	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500	449,000
	40	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900	449,300
	41	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300	449,600
	42	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500	450,000
	43	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800	450,300
	44	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100	450,600
	45	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400	450,900
	46	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700	
	47	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000	
	48	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300	
	49	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500	
	50	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800	
	51	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100	

52	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400
53	254,800	304,900	337,600	382,000	410,600
54	255,300	305,900	338,100	382,700	410,900
55	255,800	306,900	338,600	383,400	411,200
56	256,300	307,800	339,100	384,000	411,500
57	256,800	308,700	339,500	384,300	411,700
58	257,200	309,700	339,700	384,900	412,000
59	257,600	310,600	340,200	385,500	412,300
60	258,000	311,500	340,700	386,200	412,500
61	258,400	312,400	341,000	386,600	412,700
62	258,800	313,300	341,400	387,300	413,000
63	259,200	314,200	341,900	387,900	413,300
64	259,600	315,000	342,300	388,500	413,500
65	260,000	315,700	342,700	388,900	413,700
66	260,400	316,600	343,200	389,400	
67	260,800	317,400	343,600	390,000	
68	261,200	318,200	344,100	390,500	
69	261,600	319,000	344,300	390,900	
70	262,000	319,500	344,800	391,400	
71	262,400	320,000	345,300	391,900	
72	262,800	320,500	345,700	392,400	
73	263,200	321,000	346,000	392,900	
74	263,600	321,600	346,400	393,300	
75	264,000	322,100	346,900	393,700	
76	264,400	322,600	347,300	394,100	
77	264,800	322,900	347,500	394,300	
78	265,200	323,200	347,800	394,500	
79	265,600	323,700	348,200	394,800	
80	265,900	324,000	348,600	395,100	

81	266,200	324,300	348,900	395,300		
82	266,600	324,600	349,200	395,600		
83	267,000	324,900	349,600	395,900		
84	267,300	325,200	350,000	396,100		
85	267,600	325,600	350,300	396,300		
86	268,000	326,000	350,700	396,600		
87	268,400	326,300	351,100	396,900		
88	268,700	326,500	351,300	397,100		
89	269,000	327,000	351,600	397,300		
90	269,400	327,400		397,600		
91	269,800	327,600		397,900		
92	270,100	328,000		398,100		
93	270,400	328,400		398,300		
94	270,800	328,800				
95	271,200	329,200				
96	271,500	329,500				
97	271,800	329,700				
98	272,200	330,000				
99	272,600	330,300				
100	272,900	330,600				
101	273,200	331,000				
102	273,600	331,200				
103	274,000	331,500				
104	274,300	331,900				
105	274,500	332,300				
106	274,700	332,600				
107	275,000	332,900				
108	275,300	333,200				
109	275,600	333,500				



110	275,900	333,900				
111	276,200	334,200				
112	276,400	334,400				
113	276,700	334,600				
114	277,000	334,900				
115	277,300	335,200				
116	277,700	335,500				
117	278,000	335,700				
118	278,300					
119	278,600					
120	279,000					
121	279,200					
122	279,400					
123	279,800					
124	280,100					
125	280,300					
126	280,600					
127	281,000					
128	281,400					
129	281,600					
130	282,000					
131	282,400					
132	282,700					
133	282,900					
134	283,200					
135	283,600					
136	283,900					
137	284,100					
138	284,400					

	139	284,700					
	140	285,000					
	141	285,200					
	142	285,400					
	143	285,600					
	144	285,900					
	145	286,300					
	146	286,500					
	147	286,800					
	148	287,100					
	149	287,400					
	150	287,600					
	151	287,900					
	152	288,100					
	153	288,400					
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 205,800	円 245,600	円 260,100	円 293,600	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第3条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例(平成14年福井県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	346,000
2	382,000

3	410,000
---	---------

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

第4条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。

(福井県一般職の任期付職員等の採用および給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 福井県一般職の任期付職員等の採用および給与の特例に関する条例(平成15年福井県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
----	------

	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項および第21条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u></p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項および第21条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。</p>

第6条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> 第2項の規定による号給の決定および第3項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この条において「給与条例」という。)第3条、第4条、第4条の2、第7条から第10条まで、第10条の5および第22条の5の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項、<u>第21条第2項および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u></p> <p>(特定任期付企業職員の給与に関する特例)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p><u>5</u> 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の設定および前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この条において「給与条例」という。)第3条、第4条、第4条の2、第7条から第10条まで、第10条の5、<u>第22条</u>および第22条の5の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項および<u>第21条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>(特定任期付企業職員の給与に関する特例)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2</u> 特定任期付企業職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</p>

(福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第7条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例(昭和29年福井県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第2条の2 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u> 3 (略) (知事等の給与および旅費) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u> 5・6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第2条の2 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。 3 (略) (知事等の給与および旅費) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。 5・6 (略)</p>

第8条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第2条の2 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月</p>	<p>(期末手当) 第2条の2 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月</p>

<p>額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 (略) (知事等の給与および旅費)</p> <p>第3条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 (略) (知事等の給与および旅費)</p> <p>第3条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>
--	--

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第9条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和46年福井県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>

第10条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第11条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年福井県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(住居手当)</p> <p>第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条の2第1項または第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者が指定する住宅を除く。)を</p>	<p style="text-align: center;">(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(住居手当)</p> <p>第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条の2第1項または第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が指定する住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要がある</p>

<p>借り受け、家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第21条の2 第5条、第6条および第18条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。)には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>と認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第21条の2 第5条、第6条、<u>第6条の3、第9条、第10条</u>および第18条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。)には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

(福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年福井県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>8 福井県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第4項、第8項および第10項から第12項まで、第8条の2から第10条までならびに第23条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 (略)</p>	<p>附 則 (福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>8 福井県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第4項、第8項および第10項から第12項まで、第8条の2から第10条まで、<u>第10条の3、第10条の5、第12条から第12条の3まで</u>ならびに第23条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 (略)</p>

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第11条および第12条ならびに附則第4項から第6項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定および第5条の規定による改正後の福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から、第7条の規定による改正後の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定および第9条の規定による改正後の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例または改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第9条の規定による改正前の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の特別職給与条例の規定による給与または改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和8年3月31日までの間における配偶者に係る扶養手当に関する特例)

4 第2条による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）第9条第1項の規定による扶養手当の支給（同条第2項第1号に規定する配偶者に係る扶養手当の支給に限る。）については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。この場合において、改正前の給与条例第9条第1項中「に対しては、支給しない」とあるのは「ならびに第3項に規定する行8級職員等に対しては、支給しない」と、同条第3項中「6,500円」とあるのは「3,000円」とする。

5 第11条による改正前の福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例第6条第1項の規定による扶養手当の支給（同条第2項第1号に規定する配偶者に係る扶養手当の支給に限る。）については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。

（令和8年3月31日までの間における子に係る扶養手当に関する特例）

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における福井県一般職の職員等の給与に関する条例第9条第3項の規定の適用については、同項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」とする。

（人事委員会規則への委任）

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（福井県一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の一部改正）

8 福井県一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年福井県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の特例） 第8条（略）</p>	<p>（福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の特例） 第8条（略） 2 特例期間においては、任期付職員条例第7条第4項の規定の適用については、<u>同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に福井県一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年福井県条例第35号）第8条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額</u></p>

2 (略)

に相当する額を減じた額」とする。

3 (略)

### 提 案 理 由

令和6年10月7日付けの人事委員会勧告を受けて、職員の給与改定等を行いたいので、この案を提出する。

第86号議案

福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例の制定について

福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例を次のように制定する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例

(設置)

第1条 ふるさとの美しい自然環境のもとでの野外レクリエーション活動の場を県民に提供し、もって県民のゆとりある生活の実現に寄与するため、福井県六呂師高原キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 キャンプ場は、大野市に置く。

(業務)

第3条 キャンプ場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャンプその他の野外レクリエーション活動を行うために必要な施設および設備の提供
- (2) キャンプその他の野外レクリエーション活動に関する情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定するキャンプ場の設置の目的（以下「設置目的」という。）にふさわしい業務

(指定管理者による管理)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、キャンプ場の管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、キャンプ場の管理上特別の事由がある場合として規則で定める場合にあっては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

(指定管理者の指定の基準)

第5条 知事は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち設置目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 県民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) キャンプ場の効用を最大限に発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。

(3) キャンプ場の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則で定める基準

(指定の公示等)

第6条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、または管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称または主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)



第7条 指定管理者が行うキャンプ場の管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
- (2) 利用料金（第12条第1項に規定する利用料金をいう。以下この号において同じ。）の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
- (3) キャンプ場の維持管理に関する業務
- (4) 第3条第2号に掲げる業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理に関し知事が必要と認める業務  
(利用期間)

第8条 キャンプ場の施設または設備（以下「施設等」という。）を利用することができる期間（次項において「利用期間」という。）は、年度ごとに知事が定める。

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て利用期間を変更することができる。  
(利用の許可)

第9条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用の申請をし、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の利用の申請を受けた指定管理者は、当該施設の利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該施設の利用の許可をしなければならない。
  - (1) 著しく長期間にわたる利用となり、他の者の利用を妨げるおそれがある場合
  - (2) 第16条に規定する禁止行為に該当するおそれがある場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理上支障があると認められる場合
- 3 指定管理者は、第1項の許可にキャンプ場の管理上必要な限度において条件を付することができる。  
(利用者の遵守事項)



第10条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設を当該許可に係る利用の目的以外の目的に利用しないこと。
- (2) 当該許可を受けた施設を転貸し、または当該許可に基づく権利を譲渡しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理上支障がある行為をしないこと。

2 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに、当該施設等を原状に復さなければならない。

（施設等の損傷または滅失の届出）

第11条 施設等を損傷し、または滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（利用料金）

第12条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表の右欄に定める限度額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

（利用料金の不還付）

第13条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない理由により施設を利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない理由により施設を利用することができなくなったとき。

（利用料金の免除）

第14条 指定管理者は、公用または公共の用のために施設を利用する場合で特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金の全部または一部を免除することができる。

(行為の制限)

第15条 キャンプ場において、次に掲げる行為（設置目的に添ったものに限る。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品等の販売
- (2) 寄附金の募集
- (3) 業として行う写真または映画の撮影
- (4) 前3号に掲げる行為に類する行為

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が他の者の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 第9条第3項の規定は、第1項の許可について準用する。

(禁止行為)

第16条 キャンプ場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 設置目的以外の目的で行う集会、展示会その他これらに類する行為
- (2) 秩序または風俗を乱す行為
- (3) 施設等を損傷し、または滅失させる行為
- (4) 竹木を伐採し、もしくは植物を採取し、またはこれらを損傷する行為
- (5) 鳥獣類を捕獲し、または殺傷する行為
- (6) 指定された場所以外の場所に汚物または廃物を捨て、または放置する行為
- (7) 指定された場所以外の場所で火気を使用する行為
- (8) 立入禁止区域に立ち入る行為
- (9) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、または駐車する行為

(許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第9条第1項の許可もしくは第15条第1項の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。以下この条において同じ。）を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは施設等を原状に回復することその他必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反している者
- (2) 第9条第1項の許可または第15条第1項の許可に付された条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の手段により第9条第1項の許可または第15条第1項の許可を受けた者

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条第1項の規定による指定およびこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条第2項および第3項、第5条ならびに第6条の規定の例により行うことができる。

別表（第9条、第12条関係）

区 分	単 位	限 度 額	
		県民が利用する場合	県民以外の者が利用する場合

オートキャンプ場	オートサイト区画	1区画1泊につき	1万1,900円	1万7,000円
	グループサイト区画	1区画1泊につき	3万2,000円	4万円
一般キャンプ場		1人1泊につき	2,100円	3,000円
サウナ棟	専用する場合	2時間につき	4万円	5万円
	専用しない場合	1人1回につき	2,800円	4,000円

備考 「県民」とは、県内に住所を有する者をいう。

#### 提 案 理 由

ふるさとの美しい自然環境のもとで、野外レクリエーション活動を行う場を県民に提供するため、この案を提出する。

第87号議案

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成12年福井県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
1 （略）			1 （略）		
2 交通部関係			2 交通部関係		
(1) 道路交通法関係			(1) 道路交通法関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
1～4 （略）	(略)	(略)	1～4 （略）	(略)	(略)
5 法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る試験 ア 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,650円</u> イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u>	5 法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る試験 ア 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u> イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u>

		<p>用を受ける場合 <u>1,950円</u>                  (道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証または免許情報記録(以下「免許証等」という。)の有効期間の更新(以下「免許証等の更新」という。)を受けることができなかった者に対する試験にあつては、<u>750円</u>)</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>3,900円</u>                  (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>6,900円</u>)</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,950円</u>                  (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、<u>750円</u>)</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,500円</u>                  (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>3,300円</u>)</p> <p>(3) 特定第1種運転免許(大型特殊自動</p>		<p>用を受ける場合 <u>1,900円</u>                  (道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった場合にあつては、<u>800円</u>)</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,100円</u>                  (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>6,600円</u>)</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u></p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u>                  (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった場合にあつては、<u>800円</u>)</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,550円</u>                  (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>3,350円</u>)</p> <p>(3) 特定第1種運転免許(大型特殊自動</p>
--	--	---	--	--

		<p>車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許または牽引免許をいう。以下同じ。)または大型特殊自動車第2種免許もしくは牽引第2種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u></p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,950円</u> (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、<u>750円</u>)</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,800円</u> (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,550円</u>)</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許または原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>1,950円</u> (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、<u>750円</u>)</p> <p>イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>1,600円</u></p> <p>(5) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許または普通自動車第2種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該</p>			<p>車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許または牽引免許をいう。以下同じ。)または大型特殊自動車第2種免許もしくは牽引第2種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u></p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u> (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった場合にあっては、<u>800円</u>)</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,600円</u> (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,050円</u>)</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許または原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u> (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった場合にあっては、<u>800円</u>)</p> <p>イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>1,500円</u></p> <p>(5) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許または普通自動車第2種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該</p>	
--	--	--	--	--	---	--

		<p>当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,800円</u></p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,950円</u>                  (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、<u>750円</u>)</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,500円</u>                  (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,450円</u>)</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,800円</u></p> <p>イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,650円</u></p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,950円</u>                  (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,700円</u>)</p>			<p>当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,700円</u></p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u>                  (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった場合にあっては、<u>800円</u>)</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,800円</u>                  (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,650円</u>)</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,700円</u></p> <p>イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u></p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,900円</u>                  (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,350円</u>)</p>
<p>5の2 法第89条第3項の規定に基づく検査</p>	<p>検査手数料</p>	<p>(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許または準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,950円</u>                  (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>6,950円</u>)</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている</p>	<p>5の2 法第89条第3項の規定に基づく検査</p>	<p>検査手数料</p>	<p>(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許または準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,900円</u>                  (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>6,400円</u>)</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている</p>



			者に対する検査 3,850円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,650円</u> )				者に対する検査 3,750円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,550円</u> )
6 法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験 2,050円 (法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>5,050円</u> ) (2) 普通自動車免許に係る再試験 1,950円 (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,750円</u> ) (3) 大型自動2輪車免許または普通自動2輪車免許に係る再試験 1,800円 (法第100条の2第2項に規定する大型自動2輪車または普通自動2輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,550円</u> ) (4) 原動機付自転車免許に係る再試験 1,100円		6 法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験 1,900円 (法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,400円</u> ) (2) 普通自動車免許に係る再試験 1,750円 (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,550円</u> ) (3) 大型自動2輪車免許または普通自動2輪車免許に係る再試験 1,650円 (法第100条の2第2項に規定する大型自動2輪車または普通自動2輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,100円</u> ) (4) 原動機付自転車免許に係る再試験 1,000円	
7 法第92条第1項の規定に基づく運転免許証(以下「免許証」という。)の交付	免許証交付手数料	(1) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証(②に掲げるものを除く。) 2,350円 (日と同じくして第1種運転免許または第2種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下この表において「複数免許取得者」という。)に対する交付にあっては、 <u>2,150円</u> に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)		7 法第92条第1項の規定に基づく運転免許証(以下「免許証」という。)の交付	免許証交付手数料	(1) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証(②に掲げるものを除く。) 2,050円 (法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、 <u>2,050円</u> に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を	

			<p>(2) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この表において「特定試験免除者」という。）に対する交付） <u>2,100円</u>                  （複数免許取得者に対する交付にあつては、<u>1,900円</u>に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）</p> <p>(3) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,100円</u></p>			<p>加えた額)</p> <p>(2) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対して交付する免許証に限る。） <u>1,700円</u>                  （法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、<u>1,700円</u>に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）</p> <p>(3) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,150円</u></p>
	7の2 法第95条の2第11項の規定に基づく免許証の交付	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に対する免許証交付手数料	<u>2,550円</u>			
	8 法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	免許証再交付手数料	<p>(1) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証 <u>2,600円</u></p> <p>(2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,050円</u></p>			
	9 法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録	特定免許情報記録手数料	<p>(1) 法第95条の2第6項の規定による申出をする場合（(2)に掲げるものを除く。） <u>1,550円</u>                  （複数免許取得者に係る記録にあつては、<u>1,350円</u>に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）</p> <p>(2) 法第95条の2第6項の規定による申出をする場合（特定試験免除者に係る記録に限る。） <u>1,350円</u></p>			
				8 法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	免許証再交付手数料	<p>(1) 第1種運転免許または第2種運転免許に係る免許証 <u>2,250円</u></p> <p>(2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,150円</u></p>

			<p>(複数免許取得者に係る記録にあっては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)</p> <p>(3) 法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下この表において「更新時不交付申出」という。)をする場合 800円</p> <p>(4) 法第95条の2第6項の規定による申出および更新時不交付申出のいずれをもしない場合 1,500円 (法第92条第1項、第95条の2第11項もしくは第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付または法第94条第2項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円)</p>			
10 法第95条の3の規定により読み替えて適用する第92条第2項の規定または第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え	特定免許情報記録書換え手数料	1,550円	<p>(免許証(仮運転免許に係るものを除く。))および法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下この表において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。)に係る書換えにあっては、100円、複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。)に係る書換えにあっては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)</p>			
11 法第101条第1項、第101条の2第1項、第101条の2の2第1項または第101条の2の2第3項の規定に基づく	免許証等更新手数料	2,750円	<p>(1) 免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。) ア 法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出(以下この表において「経由申請」という。)をする場合 2,750円</p>	9 法第101条第1項、第101条の2第1項または第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新	免許証更新手数料	<p>(1) 法第101条第1項または第101条の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合 2,500円 (2) 法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合 2,550円</p>

く免許証等の更新		<p>イ 更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。） 1,300円</p> <p>ウ 經由申請および更新時不交付申出のいずれをもしない場合 2,850円</p> <p>(2) 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</p> <p>ア 經由申請をする場合であって、法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下この表において「經由地書換申出」という。）をするとき 1,000円</p> <p>イ 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき 1,950円</p> <p>ウ 經由申請をしない場合 2,100円</p> <p>(3) 免許証の有効期間の更新および免許情報記録の有効期間の更新</p> <p>ア 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をするとき 2,500円</p> <p>イ 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき 2,850円</p> <p>ウ 經由申請をしない場合 2,950円</p>			
12 法第101条の2の2第1項または第101条の2の2第3項の規定に基づく免許証等の更新申請書の經由	經由手数料	<p>(1) 經由地書換申出をする場合 1,700円</p> <p>(2) 經由地書換申出をしない場合 750円</p>	9の2 法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新申請書の經由	免許証更新申請書經由手数料	550円
13 (略)	(略)	(略)	9の3 (略)	(略)	(略)
14 法第97条	運転技能検	3,650円	9の4 法第97	運転技能検	3,550円

の2第1項第3号イに規定する運転技能検査	査手数料		条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査	査手数料	
15 法第91条または第91条の2第2項の規定に基づき運転することができる自動車および一般原動機付自転車の種類を限定された者が、その限定の全部または一部の解除を受けるための審査	審査手数料	1,350円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,100円)	10 法第91条または第91条の2第2項の規定に基づき運転することができる自動車および一般原動機付自転車の種類を限定された者が、その限定の全部または一部の解除を受けるための審査	審査手数料	1,400円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,850円)
16 (略)	(略)	(略)	11 (略)	(略)	(略)
17 法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査(以下「技能検定員審査」という。)	技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査 2万3,750円 (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 1万9,800円 (3) 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査 1万4,450円 (4) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許または普通自動車第2種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査」という。) 2万2,200円	12 法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査(以下「技能検定員審査」という。)	技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査 2万3,400円 (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 1万9,500円 (3) 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査 1万4,700円 (4) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許または普通自動車第2種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査」という。) 2万1,500円
18 (略)	(略)	(略)	13 (略)	(略)	(略)
19 法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査(以下「教習指導員審査」という。)	教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査 1万5,100円 (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 1万2,000円 (3) 特定第1種運転免許に係る教習指導	14 法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査(以下「教習指導員審査」という。)	教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査 1万4,550円 (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 1万1,850円 (3) 特定第1種運転免許に係る教習指導

		員審査 (4) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許または普通自動車第2種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査」という。）	9,950円 1万2,850円			員審査 (4) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許または普通自動車第2種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査」という。）	9,650円 1万2,450円
20 法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料		1,150円	14の2 法第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料		1,100円
21 法第105条の2第5項の規定に基づく道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この表において「府令」という。）第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書再交付手数料		1,150円	14の3 法第104条の4第7項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書再交付手数料		1,100円
22 法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録	運転経歴情報記録手数料		900円 （法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の交付または同条第5項の規定に基づく府令第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書の再交付を伴う場合にあっては、100円）				
23 法第107	国外運転免		2,250円	15 法第107	国外運転免		2,350円



	条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	許証交付手数料			条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	許証交付手数料	
	24 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対する講習	認知機能検査員講習受講手数料	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習における指導に必要な能力を有する者として公安委員会が認めるものに対する講習 <u>1,150円</u> (2) (1)以外の講習 <u>1,400円</u>		15の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対する講習	認知機能検査員講習受講手数料	(1) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習における指導に必要な能力を有する者として公安委員会が認めるものに対する講習 <u>1,200円</u> (2) (1)以外の講習 <u>1,450円</u>
	25 法第108条の2第1項および第2項の規定に基づく講習	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 講習1時間につき <u>850円</u> (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 講習1時間につき <u>2,400円</u> (3) (略) (4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習1時間につき <u>4,650円</u> イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習1時間につき <u>3,800円</u> ウ 普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき <u>3,050円</u> (5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習 ア 大型自動2輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,300円</u> イ 普通自動2輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,200円</u> (6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習 講習1時間につき		16 法第108条の2第1項および第2項の規定に基づく講習	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 講習1時間につき <u>750円</u> (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 講習1時間につき <u>2,350円</u> (3) (略) (4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習1時間につき <u>4,450円</u> イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習1時間につき <u>3,500円</u> ウ 普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき <u>2,800円</u> (5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習 ア 大型自動2輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,150円</u> イ 普通自動2輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,000円</u> (6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習 講習1時間につき

			<p>1,750円</p> <p>(7) 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習 講習1時間につき</p> <p>3,200円</p> <p>(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習 講習1時間につき</p> <p>1,850円</p> <p>(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習 講習1時間につき</p> <p>900円</p> <p>(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習</p> <p>ア 準中型自動車免許に係る講習 講習1時間につき 2,300円</p> <p>イ 普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき 2,150円</p> <p>ウ 大型自動2輪車免許に係る講習 講習1時間につき 2,850円</p> <p>エ 普通自動2輪車免許に係る講習 講習1時間につき 2,700円</p> <p>オ 原動機付自転車免許に係る講習 講習1時間につき 2,550円</p> <p>(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p> <p>ア 法第95条の6第1項の表備考1のロに規定する優良運転者に対する講習 500円</p> <p>(公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この表において同じ。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下この表において「オンライン講習」という。)にあっては、200円)</p> <p>イ 法第95条の6第1項の表備考1のハに規定する一般運転者に対する講習 800円</p>				<p>1,500円</p> <p>(7) 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習 講習1時間につき</p> <p>3,100円</p> <p>(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習 講習1時間につき</p> <p>1,400円</p> <p>(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習 講習1時間につき</p> <p>750円</p> <p>(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習</p> <p>ア 準中型自動車免許に係る講習 講習1時間につき 2,150円</p> <p>イ 普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき 2,050円</p> <p>ウ 大型自動2輪車免許に係る講習 講習1時間につき 2,700円</p> <p>エ 普通自動2輪車免許に係る講習 講習1時間につき 2,550円</p> <p>オ 原動機付自転車免許に係る講習 講習1時間につき 2,450円</p> <p>(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p> <p>ア 法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習 500円</p> <p>イ 法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習 800円</p>
--	--	--	--	--	--	--	---



			<p>(オンライン講習にあっては、<u>2,000円</u>)</p> <p>ウ 法第95条の6第1項の表備考1の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者(運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下この表において「国家公安委員会規則」という。)で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。)でないものに対する講習 <u>1,400円</u></p> <p>エ 法第95条の6第1項の表備考1の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習 <u>800円</u></p> <p>(オンライン講習にあっては、<u>2,000円</u>)</p> <p>(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</p> <p>ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この表において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習 <u>6,600円</u></p> <p>イ 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イもしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)または第1種運転免許もしくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 <u>2,950円</u></p> <p>(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p>				<p>ウ 法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習 <u>1,350円</u></p> <p>(運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、<u>800円</u>)</p> <p>(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</p> <p>ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この表において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習 <u>6,450円</u></p> <p>イ 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イもしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)または第1種運転免許もしくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 <u>2,900円</u></p> <p>(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 <u>1万2,500円</u></p>
--	--	--	--	--	--	--	---

		<p>ア 自動車または一般原動機付自転車 (これに準ずるものとして国家公安 委員会規則で定める装置を含む。) を使用する指導(以下この表におい て「実車等指導」という。)を含む 講習 1万2,900円</p> <p>イ 実車等指導を含まない講習 9,350円</p> <p>(14) 法第108条の2第1項第14号に 掲げる講習 講習1時間につき 2,600円</p> <p>(15) 法第108条の2第1項第15号に 掲げる講習 講習1時間につき 2,100円</p> <p>(16) 法第108条の2第1項第16号に 掲げる講習 講習1時間につき 2,050円</p> <p>(17) 法第108条の2第2項の規定に基 づく特定任意講習(政令第37条の6 第2号に規定する講習をいう。) 1,400円</p>			<p>(当該講習が道路交通法施行規則第 38条第13項第2号の表第1号に 掲げる講習方法に係るものである場 合にあっては、9,050円)</p> <p>(14) 法第108条の2第1項第14号に 掲げる講習 講習1時間につき 2,250円</p> <p>(15) 法第108条の2第1項第15号ま たは第16号に掲げる講習 講習1時 間につき 2,000円</p> <p>(16) 法第108条の2第2項の規定に基 づく特定任意講習(政令第37条の6 第2号に規定する講習をいう。) 1,350円</p>
<p>26 法第108 条の3第1項、 第108条の3 の2または第1 08条の3の3 の規定に基づく 通知</p>	<p>通知手数料</p>	<p>1,000円</p>	<p>17 法第108 条の3第1項、 第108条の3 の2または第1 08条の3の3 の規定に基づく 通知</p>	<p>通知手数料</p>	<p>900円</p>
<p>備考 1 (略) 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目について の審査を免除される者である場合の17の項の中欄に掲げる技能検 定員審査手数料の額は、同項の右欄の規定にかかわらず、同表の中欄に掲 げる事務の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に掲げる額から、同表の右欄 に掲げる額を減じた額とする。</p>			<p>備考 1 (略) 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目について の審査を免除される者である場合の12の項の中欄に掲げる技能検 定員審査手数料の額は、同項の右欄の規定にかかわらず、同表の中欄に掲 げる事務の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に掲げる額から、同表の右欄 に掲げる額を減じた額とする。</p>		
<p>審査細目</p>	<p>事務の区分</p>	<p>技能検定員審査手 数料の額から減ず る額</p>	<p>審査細目</p>	<p>事務の区分</p>	<p>技能検定員審査手 数料の額から減ず る額</p>

1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	3,800円	1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,650円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,550円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	1,200円		特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	1,250円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	4,450円		大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	4,250円
2 自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,350円	2 自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,700円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,250円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,100円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	1,900円		特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	7,750円		大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	7,400円
3・4 (略)	(略)	(略)	3・4 (略)	(略)	(略)
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,600円	5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円		特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	(略)	6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	(略)
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円		普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,400円		特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	3,750円		大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	3,700円
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	2,600円	7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	2,550円

<p>2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>			<p>2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>		
<p>3 技能検定員審査を受けようとする者が前号の表1の項および2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表1の項および2の項の右欄に掲げるところによるほか、<u>17の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については1,350円を、大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。</u></p> <p>4 技能検定員審査を受けようとする者が第2号の表3の項および4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表3の項および4の項の右欄に掲げるところによるほか、<u>17の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。</u></p> <p>5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合の<u>19の項の中欄に掲げる教習指導員審査手数料の額は、同項の右欄の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に掲げる額から、同表の右欄に掲げる額を減じた額とする。</u></p>			<p>3 技能検定員審査を受けようとする者が前号の表1の項および2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表1の項および2の項の右欄に掲げるところによるほか、<u>12の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。</u></p> <p>4 技能検定員審査を受けようとする者が第2号の表3の項および4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表3の項および4の項の右欄に掲げるところによるほか、<u>12の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。</u></p> <p>5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合の<u>14の項の中欄に掲げる教習指導員審査手数料の額は、同項の右欄の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に掲げる額から、同表の右欄に掲げる額を減じた額とする。</u></p>		
<p>審査細目</p>	<p>事務の区分</p>	<p>教習指導員審査手数料の額から減ずる額</p>	<p>審査細目</p>	<p>事務の区分</p>	<p>教習指導員審査手数料の額から減ずる額</p>

1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	3,800円	1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,650円		普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	4,450円		大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	4,250円
2 技能教習に必要な教習の技能	(略)	(略)	2 技能教習に必要な教習の技能	(略)	(略)
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	(略)		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	(略)
	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	2,100円		大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 (略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(略)	(略)	4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(略)	(略)
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)		普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(略)	(略)	5 自動車教習所に関する法令についての知識	(略)	(略)
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)		普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円	6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,500円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)		普通自動車免許に係る教習指導員審査	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	2,600円	7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	2,550円



行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

6 教習指導員審査を受けようとする者が前号の表1の項および2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表1の項および2の項の右欄に掲げるところによるほか、19の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については1,350円を、大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

7 教習指導員審査を受けようとする者が第5号の表4の項および5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表4の項および5の項の右欄に掲げるところによるほか、19の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

(2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係

事務の区分	名称	金額
1 (略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)

行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

6 教習指導員審査を受けようとする者が前号の表1の項および2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表1の項および2の項の右欄に掲げるところによるほか、14の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。

7 教習指導員審査を受けようとする者が第5号の表4の項および5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表4の項および5の項の右欄に掲げるところによるほか、14の項の右欄に掲げる額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。

(2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係

事務の区分	名称	金額
1 (略)	(略)	(略)
1の2 (略)	(略)	(略)
2 法第6条第1項(法第7条第2項(法第13条第4項において準用する場合を含む。))および第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基	保管場所標章交付手数料	500円

			づく保管場所標章の交付		
			3 法第6条第3項（法第7条第2項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）および第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料	500円
(3)・(4) (略)			(3)・(4) (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表第2号(2)の表2の項および3の項を削り、1の2の項を2の項とする改正規定は、令和7年4月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 一部施行日以後に、一部施行日前にした申請に基づき自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第6条第1項（同法第7条第2項（同法第13条第4項において準用する場合を含む。）および第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付を受けた場合の当該申請に係る保管場所標章交付手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

道路交通法施行令等の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。



第88号議案

公立大学法人福井県立大学に対する出資について

公立大学法人福井県立大学に対し、次の財産を出資する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

1 出資に係る財産の概要

土地

所在地	地目	面積 (平方メートル)	評価額 (単位 円)	出資の予定時期
小浜市仏谷45号前田1番3	宅地	820.96	11,200,000	令和7年2月
小浜市泊19号前田1番6	宅地	41.03		令和7年2月
小浜市堅海49号前田14番11	宅地	649.28		令和7年2月
小浜市堅海49号前田32番3	宅地	3.59		令和7年2月
小浜市堅海49号前田32番4	宅地	15.72		令和7年2月
小浜市堅海49号前田32番5	宅地	1,359.53		令和7年2月

## 建物

施設名称	所在地	構造	延床面積 (平方メートル)	評価額 (単位 円)	出資の予定時期
講義棟	小浜市学園町1番地1	鉄筋コンクリート造平家建	717.22	386,400,000	令和7年2月
先端増養殖科学科棟 A棟	小浜市堅海49号前田14番地11、32番地3、32番地4 小浜市仏谷45号前田1番地3	鉄筋コンクリート造2階建	1,047.47	631,400,000	令和7年2月
先端増養殖科学科棟 B棟	小浜市堅海49号前田32番地5 小浜市仏谷45号前田1番地3	鉄筋コンクリート造2階建	873.73	600,400,000	令和7年2月
飼育実験棟	小浜市堅海49号前田32番地5 小浜市泊19号前田1番地6	鉄骨造平家建	770.00	325,400,000	令和7年2月

## 提案理由

公立大学法人福井県立大学の財産的基礎とするため、県が整備した土地および建物を出資したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、この案を提出する。

第89号議案

公立大学法人福井県立大学定款の一部変更について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、公立大学法人福井県立大学定款の一部を次のように変更する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

公立大学法人福井県立大学定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>(理事会の議を必要とする事項)</p> <p>第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 中期目標について知事に対し述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）に関する事項</p> <p>(審議事項)</p> <p>第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(審議事項)</p> <p>第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの</p>	<p>(理事会の議を必要とする事項)</p> <p>第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 中期目標について知事に対し述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）<u>および年度計画</u>（法第27条第1項に規定する<u>年度計画</u>をいう。以下同じ。）に関する事項</p> <p>(審議事項)</p> <p>第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について知事に対し述べる意見<u>および年度計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(審議事項)</p> <p>第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 中期目標について知事に対し述べる意見<u>および年度計画</u>に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの</p>

(資本金)

第26条 法人の資本金については、福井県が出資する法人の業務に必要な土地および建物とし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として福井県が評価した価額の合計額10,725,209,404円とする。

(資本金)

第26条 法人の資本金については、別表第1および別表第2に掲げる資産を福井県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として福井県が評価した価額の合計額とする。

別表第1の表を削る。

別表第2の表を削る。

### 附 則

この定款は、総務大臣および文部科学大臣の認可の日から施行する。

### 提 案 理 由

公立大学法人福井県立大学の資本金および理事会の議を必要とする事項等を改正したいので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、公立大学法人福井県立大学が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

#### 公立大学法人福井県立大学中期目標（第四期）

##### 基本目標

福井県立大学は、1992年の開学以来、「新しい時代にふさわしい魅力ある大学」「特色ある教育・研究を行う個性ある大学」「地域社会と連携した開かれた大学」の3つの基本理念を掲げ、高度で専門的な知識・技術を有する優秀な人材の養成や先進的な学術研究の地域社会への還元などにより、福井県の産業と文化の発展および福祉の向上に貢献してきた。

現在、福井県は、北陸新幹線の福井・敦賀開業により、100年に一度のチャンスを迎えており、この好機に、交流人口の拡大や県民のチャレンジの応援などにより活力人口100万人の実現を目指している。

その中で、福井県立大学においては、県内各地に設置するキャンパスや特色ある学部を最大限活かし、「持続可能な福井を支える大学」として地域や県民の期待に応える大学づくりを行う。

この基本目標において、特に以下について重点的に取り組む。

- ・社会全体の急速な変化に対応し、実社会で活躍する人材を育成する。

- ・開学以来の研究成果を基に、イノベーション創出に繋がる研究力を強化する。
- ・県内大学や自治体、県内機関との連携の中心的役割を担い、地域貢献の取組みを推進する。

#### 第一 中期目標の期間

中期目標の期間は、2025年4月1日から2031年3月31日までの6年間とする。

#### 第二 教育に関する目標

##### 一 教育の内容に関する目標

- 1 福井に根差した教育をさらに高度化するため学部・研究科の新設・再編を行う。
- 2 6学部6キャンパスを有する総合大学としての特色を活かし、社会のニーズ等を踏まえた教育および学生の可能性を広げる多様な特色ある教育を実施する。

##### 二 教育実施体制の強化に関する目標

県内他大学との連携をさらに深め、一般教育の共通化の検討など、学生の学びの選択肢を広げるとともに大学の機能強化を図る。

##### 三 国際交流に関する目標

学生の海外派遣や外国人留学生の受入れ体制を強化するとともに、実践的な英語力を身に付ける多様な機会を提供し、実社会で活躍するグローバル人材を育成する。

##### 四 学生の受入れに関する目標

多様な学生を確保するための入試制度の改革を実施する。また、学生に選ばれる大学となるために、特色があり、魅力的な学びの内容を積極的に発信する。

##### 五 学生への支援に関する目標

- 1 県内企業の魅力に触れる機会を増やすとともに、卒業生との連携を図るなど、学生の県内定着に向けた取組みを促進する。
- 2 全ての学生が意欲を持って学修に取り組めるよう、良好な環境を整備する。

### 第三 研究に関する目標

#### 一 研究水準および研究の成果等に関する目標

- 1 県内各地に設置する6学部6キャンパスの特色を活かし、地域課題を解決する研究プロジェクトを推進する。
- 2 国内外の他大学や自治体、企業と連携した共同研究を推進し、研究成果を地域社会に還元する。

#### 二 研究実施体制の強化に関する目標

学内全体で研究支援体制を強化し、研究力を向上させるための環境を整備する。

### 第四 地域貢献に関する目標

#### 一 社会人の学び直しに関する目標

社会のニーズに対応したリスキリング・リカレント教育を積極的に推進するため、「生涯学び続けられる場所」として社会人が利用しやすい体制・環境を整備する。

#### 二 地域との共創に関する目標

県内各地の各キャンパスや学部等を拠点に、地域社会の課題を自治体や県内企業と連携を密にして解決する学生参加型の取組みを推進する。

### 第五 業務運営の改善および効率化に関する目標

#### 一 体制の改善に関する目標

地域連携や研究支援、国際化などの分野において専門的人材を配置するなど、教育・研究支援体制を強化する。

#### 二 人事の活性化に関する目標

- 1 教育研究能力の向上や地域貢献推進のため、優れた教員の採用・育成を行う。
- 2 教員評価制度について、継続的に検証し改善を行う。

#### 三 DXに関する目標

DX（デジタル・トランスフォーメーション）の導入により、教育の質の向上、業務運営の効率化・高度化を図る。

#### 四 情報発信に関する目標

教育、研究、地域貢献や業務運営に関する情報を公開・発信し、大学のブランド力向上につなげる。

#### 第六 財務内容の改善に関する目標

##### 一 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

学生納付金や施設利用料等を必要に応じて見直すとともに、国等の競争的資金や共同研究費などの獲得を強化し、自己収入の増加を図る。

##### 二 経費の効率的執行に関する目標

効率的な予算の執行、業務運営の合理化・簡素化により経費を削減する。

#### 第七 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標

中期計画の達成状況について、大学内部の自己点検評価を行うとともに、第三者評価（福井県立大学評価委員会の法人評価、認証評価機関の大学評価）の結果を法人運営に反映させる。また、これらの結果を速やかに公表する。

#### 第八 その他業務運営に関する重要目標

##### 一 施設・設備の整備および活用等に関する目標

老朽化した施設等について計画的に更新を行い、災害時に学生が安全安心で学べる環境を確保するとともに、ダイバーシティ社会や環境に配慮した取組みを推進する。

##### 二 安全衛生管理に関する目標

- 1 防災や安全衛生管理のための体制整備など、学生および教職員等の安全を確保する。
- 2 各種法令の遵守および情報セキュリティ対策により、コンプライアンスの徹底を図る。



## 提 案 理 由

公立大学法人福井県立大学中期目標（第四期）を定めたいので、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、この案を提出する。

## 第91号議案

## 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県県民ホール

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市問屋町3丁目214番地

ニュー・フェイス日本管財グループ

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提 案 理 由

福井県県民ホールの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

## 第92号議案

## 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井港九頭竜川ボートパーク

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市三国町新保第95号1番地6

株式会社九頭竜川マリーナ

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提 案 理 由

福井港九頭竜川ボートパークの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

## 第93号議案

## 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナル
- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称  
敦賀市金ヶ崎町49番1  
敦賀港国際ターミナル株式会社
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 提 案 理 由

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

## 第94号議案

## 県有財産の無償貸付けの変更について

土地の無償貸付けについて、次のとおり変更する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

### 1 無償貸付けする土地の所在地等

若越みどりの村

所在地 変更前 越前市萱谷町1字1番1号 他121筆

変更後 越前市萱谷町1字1番1号 他60筆

面積 変更前 25,786.79㎡

変更後 22,469.91㎡

### 2 無償貸付けする団体の所在地および名称

福井市島寺町第67号30番地

社会福祉法人ふくい福祉事業団

理事長 辻 謙 二

### 3 変更を必要とする理由

無償貸付けしている土地のうち未利用地となっている部分を処分する。

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、この案を提出する。

第95号議案

福井県防災情報ネットワーク次世代衛星通信設備整備工事請負契約の締結について

福井県防災情報ネットワーク次世代衛星通信設備整備工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

- 1 工事名称 福井県防災情報ネットワーク次世代衛星通信設備整備工事
- 2 工事場所 福井県内全域
- 3 工事内容 V S A T局の更新：65局（併設局3局を含む）  
地球局の更新：1局（福井県庁統制局）
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約者 東芝インフラシステムズ株式会社北陸支社福井支店、銀扇福井株式会社、株式会社マルツ電波、福井県防災情報ネットワーク次世代衛星通信設備整備工事特定建設工事共同企業体  
代表者 福井市中央3丁目3番21号  
東芝インフラシステムズ株式会社北陸支社福井支店  
支店長 新村栄吉  
構成員 福井市板垣4丁目715番地  
銀扇福井株式会社

代表取締役 穂 毛 隆 一

構成員 福井市豊島2丁目6番7号

株式会社マルツ電波

代表取締役 土 谷 高 歳

6 契約金額 一金 1,804,000,000円

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。



第96号議案

道路改良工事請負契約の締結について

道路改良工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉 本 達 治

- |        |  |
|--------|--|
| 1 工事名称 | 橋梁上部工事 雲浜6-6工事                             |
| 2 路線名  | 一般国道162号(西津橋)<br>小浜市城内1丁目から雲浜1丁目地係         |
| 3 工事内容 | 延長 135.6メートル<br>幅員 13.0メートルから16.0メートル      |
| 4 契約方法 | 一般競争入札                                     |
| 5 契約者  | 敦賀市若泉町3番地<br>株式会社日本ピーエス<br>代表取締役社長 有 馬 浩 史 |
| 6 契約金額 | 一金 1,088,560,000円                          |

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

## 第97号議案

## 道路改良工事請負契約の締結について

道路改良工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉 本 達 治

- |        |  |
|--------|--|
| 1 工事名称 | 橋梁上部工事 一番町6-7工事                            |
| 2 路線名  | 一般国道162号(大手橋)<br>小浜市一番町から城内1丁目地係           |
| 3 工事内容 | 延長 119.0メートル<br>幅員 13.0メートルから16.0メートル      |
| 4 契約方法 | 一般競争入札                                     |
| 5 契約者  | 敦賀市若泉町3番地<br>株式会社日本ピーエス<br>代表取締役社長 有 馬 浩 史 |
| 6 契約金額 | 一金 1,086,250,000円                          |

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

## 第98号議案

## 令和7年度当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）により令和7年度において当せん金付証券を次のとおり発売することができる。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

本県発売額 7,700,000,000円以内

提案理由

当せん金付証券法第4条の規定に基づき令和7年度に共同発売する宝くじの発売額について議会の議決を必要とするので、この案を提出する。

## 第99号議案

## 専決処分につき承認を求めることについて

令和6年度福井県一般会計補正予算（第3号）については、緊急施行を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

令和6年度福井県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ561,788千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ512,747,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年10月9日

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
9 国庫支出金		63,855,490	561,788	64,417,278	
	3 委託金	692,211	561,788	1,253,999	
補正されなかった款に係る額		448,330,333		448,330,333	
歳 入 合 計		512,185,823	561,788	512,747,611	



歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		41,503,659	561,788	42,065,447
	5 選挙費	34,112	561,788	595,900
補正されなかった款に係る額		470,682,164		470,682,164
歳出合計		512,185,823	561,788	512,747,611

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	130,609,673		130,609,673
2 地方消費税清算金	40,620,498		40,620,498
3 地方譲与税	15,878,832		15,878,832
4 地方特例交付金	2,826,000		2,826,000
5 地方交付税	133,015,000		133,015,000
6 交通安全対策特別交付金	150,000		150,000
7 分担金および負担金	1,930,055		1,930,055
8 使用料および手数料	5,237,694		5,237,694
9 国庫支出金	63,855,490	561,788	64,417,278
10 財産収入	1,774,647		1,774,647
11 寄附金	456,685		456,685
12 繰入金	14,771,516		14,771,516
13 繰越金	6,336,022		6,336,022
14 諸収入	45,123,044		45,123,044
15 県債	49,600,667		49,600,667
歳入合計	512,185,823	561,788	512,747,611

(歳 出)				(単位 千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	1,039,902		1,039,902				
2 総 務 費	41,503,659	561,788	42,065,447	561,788			
3 民 生 費	52,299,982		52,299,982				
4 衛 生 費	25,421,078		25,421,078				
5 労 働 費	2,047,478		2,047,478				
6 農 林 水 産 費	28,218,085		28,218,085				
7 商 工 費	55,321,139		55,321,139				
8 土 木 費	54,224,388		54,224,388				
9 警 察 費	25,020,895		25,020,895				
10 教 育 費	102,230,778		102,230,778				
11 災 害 復 旧 費	6,744,516		6,744,516				
12 公 債 費	65,840,405		65,840,405				
13 諸 支 出 金	51,773,518		51,773,518				
14 予 備 費	500,000		500,000				
歳 出 合 計	512,185,823	561,788	512,747,611	561,788			

## 2 歳 入

### (款) 9 国庫支出金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
9	国庫支出金	63,855,490	561,788	64,417,278	
(項)					
3	委託金	692,211	561,788	1,253,999	

(款) 9 国庫支出金 (項) 3 委託金						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	298,788	561,788	860,576	選挙費	561,788	

### 3 歳 出

#### (款) 2 総務費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 2 総務費	41,503,659	561,788	42,065,447	561,788				
(項) 5 選挙費	34,112	561,788	595,900	561,788				

(款) 2 総務費 (項) 5 選挙費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
4 衆議院議員選挙費		557,389	557,389	(1)報酬	152	衆議院議員選挙費	557,389	557,389				
				(7)報償費	70							
				(8)旅費	901							
				(10)需用費	16,808							
				(11)役務費	1,510							
				(12)委託料	12,119							
				(13)使用料および賃借料	2,502							
				(18)負担金補助および交付金	523,327							
計		557,389	557,389									
5 最高裁判所裁判官国民審査費		4,399	4,399	(1)報酬	38	最高裁判所裁判官国民審査費	4,399	4,399				
				(8)旅費	6							
				(10)需用費	3,589							
				(11)役務費	303							
				(13)使用料および賃借料	10							
				(18)負担金補助および交付金	453							
				計								4,399

## 第100号議案

## 専決処分につき承認を求めることについて

次の訴えの提起については、緊急施行を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治





県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第15号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年10月18日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

永平寺町

2 損害賠償の額 44,000円

3 事故の態様

令和5年7月3日午後3時30分頃、福井農林総合事務所の県有自動車<sup>が</sup>、永平寺町荒谷第47号5番地2において、相手方<sup>が</sup>管理する路肩コンクリートに接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第16号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年10月21日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

池田町

2 損害賠償の額 405,680円

3 事故の態様

令和6年3月13日午前8時52分頃、丹南土木事務所の県有自動車が、池田町常安25号5番地2先国道交差点において、相手方が所有する転落防止柵および用水路施設に接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第17号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年10月21日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

2 損害賠償の額 16,997円

3 事故の態様

令和6年6月3日午後1時39分頃、福井土木事務所の県有自動車が、福井市大手1丁目2番17号の県道において、相手方が所有する自動車と接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

県有施設において草刈り作業を行った際に、自動車に損害を与えた事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治



## 専決第18号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有施設において草刈り作業を行った際に、自動車に損害を与えた事案の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年10月25日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 91,564円

3 事故の態様

令和6年8月19日午前10時頃、福井市島寺町の清水特別支援学校職員駐車場付近において、草刈り作業を行った際に石が飛散し、相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

出版権、著作権および著作者人格権を侵害した事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

福井県知事 杉本達治

## 専決第20号

## 損害賠償額の決定および和解について

次のとおり出版権、著作権および著作者人格権を侵害した事案の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年11月12日

福井県知事 杉本達治

### 1 損害を賠償し和解をする相手方

東京都文京区小日向4丁目6番19号

共立出版株式会社

代表取締役社長 南 條 光 章

酒 井 聡 樹

### 2 損害賠償の額 300,000円

### 3 事案の態様

令和5年3月8日から令和6年8月9日に若狭高等学校において相手方の許諾を得ずに出版物の一部を教材に使用し、インターネット上に公開したことにより出版権、著作権および著作者人格権を侵害したものである。

#### 4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

# 予 算 案 說 明 書

# 歲入歲出予算事項別明細書

(注) 歳入歳出予算事項別明細書の記載について

「3歳出」の「特定財源」の「その他」欄中

(負)とあるのは……………分担金および負担金

(使)とあるのは……………使用料および手数料

(財)とあるのは……………財 産 収 入

(寄)とあるのは……………寄 附 金

(繰入)とあるのは……………繰 入 金

(繰越)とあるのは……………繰 越 金

(諸)とあるのは……………諸 収 入

(証)とあるのは……………証 紙 収 入

を示す。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	130,609,673		130,609,673
2 地方消費税清算金	40,620,498		40,620,498
3 地方譲与税	15,878,832		15,878,832
4 地方特例交付金	2,826,000		2,826,000
5 地方交付税	133,015,000	3,288,499	136,303,499
6 交通安全対策特別交付金	150,000		150,000
7 分担金および負担金	1,930,055		1,930,055
8 使用料および手数料	5,237,694		5,237,694
9 国庫支出金	64,417,278	3,826	64,421,104
10 財産収入	1,774,647		1,774,647
11 寄附金	456,685		456,685
12 繰入金	14,771,516	9,155	14,780,671
13 繰越金	6,336,022		6,336,022
14 諸収入	45,123,044	25,633	45,148,677
15 県債	49,600,667		49,600,667
歳入合計	512,747,611	3,327,113	516,074,724



(歳出)				(単位 千円)							
				補正額の財源内訳							
				補正前の額	補正額	計	特定財源			一般財源	
国支出金	地方債	その他									
1	議	会	費	1,039,902	8,625	1,048,527			30	8,595	
2	総	務	費	42,065,447	191,071	42,256,518			1,201	189,870	
3	民	生	費	52,299,982	117,275	52,417,257			674	116,601	
4	衛	生	費	25,421,078	76,821	25,497,899	3,826		314	72,681	
5	労	働	費	2,047,478	14,875	2,062,353			154	14,721	
6	農	林	水	産	費	28,218,085	189,151	28,407,236		1,091	188,060
7	商	工	費	55,321,139	56,714	55,377,853			300	56,414	
8	土	木	費	54,224,388	145,834	54,370,222			798	145,036	
9	警	察	費	25,020,895	581,954	25,602,849			1,538	580,416	
10	教	育	費	102,230,778	1,944,793	104,175,571			28,688	1,916,105	
11	災	害	復	旧	費	6,744,516		6,744,516			
12	公	債	費	65,840,405		65,840,405					
13	諸	支	出	金	51,773,518		51,773,518				
14	予	備	費	500,000		500,000					
歳出合計				512,747,611	3,327,113	516,074,724	3,826		34,788	3,288,499	

## 2 歳 入

### (款) 5 地方交付税

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
5	地方交付税	133,015,000	3,288,499	136,303,499	
(項)					
1	地方交付税	133,015,000	3,288,499	136,303,499	

(款) 5 地方交付税 (項) 1 地方交付税						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	133,015,000	3,288,499	136,303,499	地方交付税	3,288,499	

(款) 9 国庫支出金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
9	国庫支出金	64,417,278	3,826	64,421,104	
(項)					
2	国庫補助金	29,965,900	3,826	29,969,726	

(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金						(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫補助金	2,405,677	3,826	2,409,503	公衆衛生費	3,826	旧優生保護法補償金等の支給への対応 3,826

(款) 12 繰入金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
	12 繰入金	14,771,516	9,155	14,780,671	
(項)					
	3 基金繰入金	14,260,720	9,155	14,269,875	

(款) 12 繰入金 (項) 3 基金繰入金						(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 地域活性化基金繰入金	5,763,077	9,155	5,772,232	繰入金	9,155	久々子湖漕艇場コース整備事業 9,155

(款) 14 諸 収 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
14	諸 収 入	45,123,044	25,633	45,148,677	
(項)					
7	雑 入	2,535,520	25,633	2,561,153	



(款) 14 諸 収 入 (項) 7 雑 入						(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	2,523,952	25,633	2,549,585	保険料被保険者負担金	25,633	

### 3 歳 出

#### (款) 1 議 会 費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 1 議会費	1,039,902	8,625	1,048,527			30	8,595	
(項) 1 議会費	1,039,902	8,625	1,048,527			30	8,595	

出(款) 1 議 会 費

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費																
(単位 千円)																
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明				
				区分	金額			特定財源			一般財源					
								国支出金	地方債	その他						
1 議会費	733,664	2,108	735,772	(1)報酬	2,108	議員報酬	2,108				2,108					
						計	2,108				2,108					
2 事務局費	306,238	6,517	312,755	(1)報酬	620	職員給与費	6,517			(諸)	30	6,487				
				(2)給料	2,723											
				(3)職員手当等	2,638											
				(4)共済費	536											
						計	6,517			30	6,487					

(款) 2 総務費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 2 総務費	42,065,447	191,071	42,256,518			1,201	189,870	
(項) 1 総務管理費	13,416,726	185,502	13,602,228			1,191	184,311	
5 選挙費	595,900	774	596,674				774	
8 人事委員会費	103,826	2,351	106,177				2,351	
9 監査委員費	129,290	2,444	131,734			10	2,434	

出(款) 2 総務費



目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 人事委員会費	103,826	2,351	106,177	(2)給料 (3)職員手当等 (4)共済費	1,275 905 171	職員給与費	2,351				2,351	
						計	2,351				2,351	

(款) 2 総務費 (項) 9 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 監査委員費	129,290	2,444	131,734	(1)報酬 (2)給料 (3)職員手当等 (4)共済費	204 959 1,066 215	職員給与費	2,444			(諸) 10	2,434	
						計	2,444			10	2,434	

(款) 3 民生費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 3 民生費	52,299,982	117,275	52,417,257			674	116,601	
(項) 1 社会福祉費	34,145,748	117,275	34,263,023			674	116,601	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 社会福祉総務費	5,250,168	117,275	5,367,443	(1)報酬	12,329	職員給与費	117,275			(諸)	116,601	
			(2)給料	53,979	674							
			(3)職員手当等	42,450								
			(4)共済費	8,517								
					計	117,275			674	116,601		



(款) 4 衛生費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 4 衛生費	25,421,078	76,821	25,497,899	3,826		314	72,681	
(項) 1 公衆衛生費	16,711,329	76,821	16,788,150	3,826		314	72,681	

(款) 4 衛生費 (項) 1 公衆衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国支出金	地方債	その他			
1 公衆衛生総務費	14,594,051	76,821	14,670,872	(1)報酬	5,271	職員給与費	72,995			(諸)	314	72,681	1 旧優生保護法補償金等の支給への対応 3,826
				(2)給料	36,164	母子衛生行政普及費	3,826	3,826					
				(3)職員手当等	26,354								
				(4)共済費	5,206								
				(10)需用費	1,186								
				(11)役務費	2,640								
				計		76,821	3,826		314	72,681			

(款) 5 労働費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 5 労働費	2,047,478	14,875	2,062,353			154	14,721	
(項) 1 労政費	1,527,952	13,997	1,541,949			154	13,843	
3 労働委員会費	76,960	878	77,838				878	

(款) 5 労働費 (項) 1 労政費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 労政総務費	1,078,316	13,997	1,092,313	(1)報酬	3,223	職員給与費	13,997			(諸) 154	13,843	
				(2)給料	4,604							
				(3)職員手当等	5,107							
				(4)共済費	1,063							
						計	13,997			154	13,843	
(款) 5 労働費 (項) 3 労働委員会費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 労働委員会費	76,960	878	77,838	(2)給料	400	職員給与費	878				878	
				(3)職員手当等	401							
				(4)共済費	77							
												計

(款) 6 農林水産費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 6 農林水産費	28,218,085	189,151	28,407,236			1,091	188,060	
(項) 1 農業費	10,120,887	189,151	10,310,038			1,091	188,060	

(款) 6 農林水産費 (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 農業総務費	6,287,628	183,051	6,470,679	(1)報酬 (2)給料 (3)職員手当等 (4)共済費	20,881 81,626 67,343 13,201	職員給与費	183,051			(諸) 1,091	181,960	
						計	183,051			1,091	181,960	
7 農作物対策費	465,706	6,100	471,806	(18)負担金補助 および交付 金	6,100	主要農作物採種管 理費	6,100				6,100	1 福井梅産地緊急対策事業 6,100
						計	6,100				6,100	

(款) 7 商 工 費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 7 商工費	55,321,139	56,714	55,377,853			300	56,414	
(項) 1 商業費	45,116,502	56,714	45,173,216			300	56,414	

(款) 7 商 工 費 (項) 1 商 業 費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 商業総務費	1,634,363	56,714	1,691,077	(1)報酬	4,037	職員給与費	56,714			(諸)	56,414	
				(2)給料	27,961					300		
				(3)職員手当等	20,687							
				(4)共済費	4,029							
						計	56,714			300	56,414	



(款) 8 土 木 費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 8 土木費	54,224,388	145,834	54,370,222			798	145,036	
(項) 1 土木管理費	6,496,420	145,834	6,642,254			798	145,036	

(款) 8 土 木 費 (項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 土木総務費	5,285,343	145,834	5,431,177	(1)報酬	12,826	職員給与費	145,834			(諸)	145,036	
				(2)給料	66,824					798		
				(3)職員手当等	55,043							
				(4)共済費	11,141							
						計	145,834			798	145,036	

(款) 9 警察費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 9 警察費	25,020,895	581,954	25,602,849			1,538	580,416	
(項) 1 警察管理費	22,733,645	581,954	23,315,599			1,538	580,416	

(款) 9 警 察 費 (項) 1 警察管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明		
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源			
								国支出金	地 方 債	そ の 他				
2 警察本部費	19,877,867	581,954	20,459,821	(1)報 酬	31,136	職員給与費	581,954			(諸) 1,538	580,416			
				(2)給 料	294,280									
				(3)職員手当等	221,274									
				(4)共 済 費	35,264									
						計	581,954			1,538	580,416			

(款) 10 教育費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 10 教育費	102,230,778	1,944,793	104,175,571			28,688	1,916,105	
(項)								
1 教育総務費	19,827,543	148,993	19,976,536			5,185	143,808	
2 小中学校費	40,009,087	1,204,790	41,213,877			8,204	1,196,586	
3 高等学校費	23,105,135	336,648	23,441,783			1,956	334,692	
4 特別支援学校費	8,743,117	245,114	8,988,231			4,188	240,926	
5 大学費	4,149,246	93	4,149,339				93	
7 保健体育費	1,525,814	9,155	1,534,969			9,155		

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (単位 千円)													
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国支出金	地方債	その他			
2 事務局費	4,874,554	148,993	5,023,547	(1)報酬	47,971	職員給与費	148,993			(諸) 5,185	143,808		
				(2)給料	36,782								
				(3)職員手当等	53,780								
				(4)共済費	10,460								
						計	148,993			5,185	143,808		
(款) 10 教育費 (項) 2 小中学校費 (単位 千円)													
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国支出金	地方債	その他			
1 小学校費	25,098,551	790,930	25,889,481	(1)報酬	27,684	職員給与費	790,930			(諸) 7,149	783,781		
				(2)給料	416,012								
				(3)職員手当等	297,751								
				(4)共済費	49,483								
						計	790,930			7,149	783,781		
2 中学校費	14,597,416	413,860	15,011,276	(1)報酬	2,910	職員給与費	413,860			(諸) 1,055	412,805		
				(2)給料	226,561								
				(3)職員手当等	162,301								
				(4)共済費	22,088								

出(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (項) 2 小中学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
						計	413,860			1,055	412,805	

(款) 10 教育費 (項) 3 高等学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 高等学校総務費	12,980,945	336,648	13,317,593	(1)報酬	8,750	職員給与費	336,648			(諸) 1,956	334,692	
			(2)給料	173,837								
			(3)職員手当等	133,650								
			(4)共済費	20,411								
					計		336,648			1,956	334,692	

(款) 10 教育費 (項) 4 特別支援学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 特別支援学校総務費	7,395,914	245,114	7,641,028	(1)報酬	20,432	職員給与費	245,114			(諸) 4,188	240,926	
			(2)給料	119,920								
			(3)職員手当等	87,287								
			(4)共済費	17,475								
					計		245,114			4,188	240,926	

(款) 10 教育費 (項) 5 大学費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 大学費	4,149,246	93	4,149,339	(4)共済費	93	職員給与費	93				93	
						計	93				93	
(款) 10 教育費 (項) 7 保健体育費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
3 体育施設費	174,757	9,155	183,912	(14)工事請負費	9,155	体育施設管理費	9,155			(繰入) 9,155	1 久々子湖漕艇場コース整備事業 9,155	
						計	9,155			9,155		



給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 <small>年間支給率(3.45月分)</small>	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補 正 後	長 等	3 <sup>人</sup>		38,298	16,710				55,008	8,094	63,102	
	議 員	36	348,840		145,424				494,264		494,264	
	そ の 他 の 特 別 職	67	64,307	18,000	7,505			29	89,841	4,694	94,535	
	計	106	413,147	56,298	169,639			29	639,113	12,788	651,901	
補 正 前	長 等	3		38,298	16,467				54,765	8,085	62,850	
	議 員	37	348,840		143,316				492,156		492,156	
	そ の 他 の 特 別 職	67	64,307	18,000	7,395			29	89,731	4,681	94,412	
	計	107	413,147	56,298	167,178			29	636,652	12,766	649,418	
比 較	長 等	0		0	243				243	9	252	
	議 員	△ 1	0		2,108				2,108		2,108	
	そ の 他 の 特 別 職	0	0	0	110			0	110	13	123	
	計	△ 1	0	0	2,461			0	2,461	22	2,483	

2 一般職

(1) 総括

(注) ( ) 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(50)人 12,757	3,253,898	54,472,945	42,635,278	100,362,121	18,207,391	118,569,512	
補正前	(57) 12,878	3,037,450	52,846,162	41,390,411	97,274,023	17,994,092	115,268,115	
比較	(△7) △121	216,448	1,626,783	1,244,867	3,088,098	213,299	3,301,397	

  

職員手当の 内訳	区分	扶養手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	単身赴任手当	超過勤務手当
	補正後	1,170,391	790,229	12,637,982	10,540,434	29,443	1,178,214	83,568	1,828,744
	補正前	1,170,391	790,229	12,002,794	9,973,649	26,548	1,178,214	83,568	1,828,744
	比較	0	0	635,188	566,785	2,895	0	0	0

  

職員手当の 内訳	区分	宿日直手当	特殊勤務手当	初任給調整手当	退職手当	地域手当	住居手当	義務教育等教員特別手当	その他の手当
	補正後	403,136	664,519	59,840	10,800,000	832,708	648,277	435,154	532,639
	補正前	403,136	664,519	59,149	10,800,000	808,447	648,277	435,154	517,592
	比較	0	0	691	0	24,261	0	0	15,047

ア 会計年度任用職員以外の職員

(注) ( ) 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(50) 人 12,757		54,449,503	41,916,576	96,366,079	17,523,383	113,889,462	
補 正 前	(57) 12,878		52,823,577	40,752,624	93,576,201	17,347,953	110,924,154	
比 較	(△7) △ 121		1,625,926	1,163,952	2,789,878	175,430	2,965,308	

  

職 員 手 当 の 訳 内	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	1,170,391	790,229	12,248,781	10,213,297	29,443	1,177,439	83,568	1,828,000
	補 正 前	1,170,391	790,229	11,656,836	9,684,172	26,548	1,177,439	83,568	1,828,000
	比 較	0	0	591,945	529,125	2,895	0	0	0
	区 分	宿 日 直 手 当	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	そ の 他 の 手 当
	補 正 後	403,136	664,519	59,840	10,800,000	831,863	648,277	435,154	532,639
	補 正 前	403,136	664,519	59,149	10,800,000	807,614	648,277	435,154	517,592
比 較	0	0	691	0	24,249	0	0	15,047	

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	3,253,898	23,442	718,702	3,996,042	684,008	4,680,050	
補 正 前	3,037,450	22,585	637,787	3,697,822	646,139	4,343,961	
比 較	216,448	857	80,915	298,220	37,869	336,089	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	地 域 手 当			
	補 正 後	389,201	327,137	775	744	845			
	補 正 前	345,958	289,477	775	744	833			
	比 較	43,243	37,660	0	0	12			
	区 分								
	補 正 後								
	補 正 前								
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
給 料	千円 1,626,783	給与改定に伴う増減分	千円 1,626,783		千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 2.90% 給与改定実施時期 6年4月
職 員 手 当	1,244,867	制度改正に伴う増減分	1,205,559	期末手当の増減分	635,188	
				勤勉手当の増減分	566,785	
				寒冷地手当の増減分	2,895	
				初任給調整手当の増減分	691	
		その他の増減分	39,308			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	警 察 職	教育職(一)	教育職(二)	研 究 職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福 祉 職	技能労務職
給 与 改 定 後	平均給料月額(円)	333,365	337,865	391,719	371,182	359,380	469,023	350,380	336,659	337,190	292,067
	平均給与月額(円)	401,306	450,724	425,691	389,071	412,075	1,054,745	400,230	366,909	361,831	312,252
	平均年齢(歳)	42.6	38.6	46.9	43.4	42.2	41.6	44.6	39.7	37.2	59.5
給 与 改 定 前	平均給料月額(円)	323,863	325,238	383,473	360,755	348,532	455,204	342,878	324,497	324,614	288,679
	平均給与月額(円)	390,901	435,630	417,695	379,286	400,714	1,033,734	392,449	355,192	349,276	308,755
	平均年齢(歳)	42.6	38.6	46.9	43.4	42.2	41.6	44.6	39.7	37.2	59.5

イ 初 任 給											
(単位 円)											
区 分		行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	技能労務職
給与改定後	高校卒	194,500	221,200	208,900	208,900	196,800		196,900	短大3卒 251,300	206,300	192,500
	大学卒	225,600	251,800	252,000	252,000	246,200	314,100	232,500	257,100	232,400	
給与改定前	高校卒	170,900	194,900	183,400	183,400	171,900		172,700	短大3卒 222,400	181,400	169,000
	大学卒	202,400	224,600	226,100	226,100	220,900	288,100	208,800	230,800	208,700	
区 分		(国の制度)									
		行政職(一)	公安職(一)			研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	行政職(二)
給与改定後	高校卒	188,000	216,400			188,400		188,600	短大3卒 249,400	199,600	185,700
	大学卒	総合職224,100 一般職220,000	総合職257,700 一般職255,200			総合職243,400 一般職226,200	291,400	227,400	255,400	227,100	
給与改定前	高校卒	166,600	191,800			167,000		167,200	短大3卒 218,800	176,900	164,000
	大学卒	総合職200,700 一般職196,200	総合職230,400 一般職227,600			総合職220,900 一般職201,700	264,700	202,800	228,500	202,500	

ウ 級 別 職 員 数

(注) ( ) 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。

区 分	行 政 職			警 察 職			教 育 職 (一)			教 育 職 (二)		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級	434( 4)	12.8( 8.7)	1級	179	10.3	1級	45	2.2	1級		
	2	489	14.5	2	320	18.4	2	1,887	93.7	2	3,992	89.0
	3	621( 42)	18.4( 91.3)	3	335	19.2	3	47	2.3	3	249	5.6
	4	508	15.1	4	436	25.0	4	37	1.8	4	244	5.4
	5	905	26.8	5	296	17.0						
	6	289	8.6	6	112	6.4						
	7	47	1.4	7	37	2.1						
	8	60	1.8	8	18	1.0						
	9	21	0.6	9	11	0.6						
計	3,374( 46)	100.0(100.0)	計	1,744	100.0	計	2,016	100.0	計	4,485	100.0	
補 正 前	1	418( 1)	12.3( 1.9)	1	204	11.7	1	53	2.6	1		
	2	485( 51)	14.3( 98.1)	2	312	18.0	2	1,878	93.3	2	3,977	88.8
	3	668	19.7	3	335	19.3	3	47	2.3	3	256	5.7
	4	519	15.3	4	430	24.8	4	37	1.8	4	247	5.5
	5	894	26.3	5	280	16.1						
	6	292	8.6	6	105	6.0						
	7	44	1.3	7	43	2.5						
	8	53	1.6	8	18	1.0						
	9	20	0.6	9	10	0.6						
計	3,393( 52)	100.0(100.0)	計	1,737	100.0	計	2,015	100.0	計	4,480	100.0	



区 分	研 究 職			医 療 職 (一)			医 療 職 (二)			医 療 職 (三)		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級			1級	6	28.6	1級	( 1)	( 50.0)	1級		
	2	75	26.0	2	1	4.7	2	13	11.6	2	29	29.6
	3	169( 3)	58.7(100.0)	3	9	42.9	3	4( 1)	3.6( 50.0)	3	12	12.2
	4	40	13.9	4	5	23.8	4	26	23.2	4	11	11.2
	5	4	1.4				5	60	53.6	5	42	42.9
							6	7	6.2	6	4	4.1
							7	2	1.8			
	計	288( 3)	100.0(100.0)	計	21	100.0	計	112( 2)	100.0(100.0)	計	98	100.0
補 正 前	1			1	5	26.3	1			1		
	2	80( 4)	26.7(100.0)	2	1	5.3	2	16( 1)	14.2(100.0)	2	26	27.7
	3	173	57.7	3	7	36.8	3	12	10.6	3	13	13.8
	4	43	14.3	4	6	31.6	4	31	27.4	4	8	8.5
	5	4	1.3				5	45	39.8	5	43	45.7
							6	7	6.2	6	4	4.3
							7	2	1.8			
	計	300( 4)	100.0(100.0)	計	19	100.0	計	113( 1)	100.0(100.0)	計	94	100.0

区 分	福 社 職			技 能 勞 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級	6	28.6	1級	3	9.4
	2	4	19.0	2		
	3	4	19.0	3	29	90.6
	4	7	33.4			
	計	21	100.0	計	32	100.0
補 正 前	1	4	20.0	1	1	2.8
	2	6	30.0	2		
	3	3	15.0	3	35	97.2
	4	7	35.0			
	計	20	100.0	計	36	100.0

(級別の基準となる職務)										
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
行 政 職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務	
エ 主 な 手 当										
区 分	国の制度との異同		差 異 の 内 容							
扶 養 手 当	同									
通 勤 手 当	異		国：支給限度あり				県：支給限度なし			
住 居 手 当	同									

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての  
前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび  
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	5年度末までの 支出(見込)額		6年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国支出金	地 方 債	そ の 他		
橋りょう新設改良事業費	1,260,000	年度		年度 7～8	1,260,000	693,000	567,000			橋りょう新設改良事業(一般国道162号)の早期完成を図るため、令和7年度および令和8年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 1,260,000千円
公共土木施設災害復旧事業費(令和4年発生災害復旧費)	450,000			7	450,000	300,000	130,000		20,000	令和4年発生公共土木施設災害復旧工事の早期完成を図るため、令和7年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 450,000千円

2. 変更

（単位 千円）

事 項	限 度 額	5年度末までの 支出（見込）額		6年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国支出金	地 方 債	そ の 他		
久々子湖漕艇場コース 整備費	82,453	年度		年度 7	82,453			68,884	13,569	久々子湖漕艇場コース整備事業の早期完成を図るため、令和7年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 137,423千円

令和6年度 福井県病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 病院事業費用	1 医療費用		25,984,402	371,550	26,355,952	
		1 給与費	25,392,624	371,550	25,764,174	
			11,107,629	371,550	11,479,179	職員給与費 371,550

## 令和6年度 福井県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	331,747,000
減価償却費	1,977,024,737
退職給付引当金の増減額(△は減少)	98,171,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 2,493,000
長期前受金戻入益	△ 2,033,258,000
受取利息および受取配当金	15,325,000
支払利息および企業債取扱諸費	322,123,000
固定資産除却損	69,104,000
未収金の増減額(△は増加)	△ 8,536,482
未払金の増減額(△は減少)	114,403,952
長期前払消費税の償却	<u>162,032,178</u>
小計	1,045,643,385
利息および配当金の受取額	△ 15,325,000
利息の支払額および企業債取扱諸費	<u>△ 322,123,000</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	708,195,385

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,587,725,474
一般会計からの繰入金による収入	2,091,674,000



そ の 他  
投資活動によるキャッシュ・フロー

△ 998,837,000

△ 2,494,888,474

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入

2,336,300,000

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出

△ 3,340,542,565

財務活動によるキャッシュ・フロー

△ 1,004,242,565

資金増加額（または減少額）

△ 2,790,935,654

資 金 期 首 残 高

11,021,074,504

資 金 期 末 残 高

8,230,138,850

## 給 与 費 明 細 書

### 1 総 括

(注) ( ) 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	(2) 人 1,085	241,205	4,620,147	4,802,200	9,663,552	1,717,432	11,380,984
補 正 前	損益勘定支弁職員		(4) 1,131	218,041	4,440,612	4,658,504	9,317,157	1,692,277	11,009,434
比 較	損益勘定支弁職員		(△2) △ 46	23,164	179,535	143,696	346,395	25,155	371,550

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	超 過 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	82,222	27,203	792,347	661,570	68,579	2,520	632,394	144,879
	補 正 前	82,222	27,203	726,435	603,366	68,579	2,520	632,394	144,879
	比 較	0	0	65,912	58,204	0	0	0	0
	区 分	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	賞 与 引 当 金 繰 入 額	退 職 給 付 費	そ の 他 の 手 当	
	補 正 後	370,941	494,860	212,266	72,907	595,957	419,558	223,997	
	補 正 前	370,941	489,630	205,476	72,907	595,957	419,558	216,437	
	比 較	0	5,230	6,790	0	0	0	7,560	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(注) ( ) 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	(2) 人 1,085		4,420,488	4,402,668	8,823,156	1,517,187	10,340,343
補 正 前	損益勘定支弁職員		(4) 1,131		4,253,895	4,277,205	8,531,100	1,496,525	10,027,625
比 較	損益勘定支弁職員		(△2) △ 46		166,593	125,463	292,056	20,662	312,718

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	超 過 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	82,222	27,203	708,664	591,284	67,077	2,520	598,776	88,431
	補 正 前	82,222	27,203	651,363	540,550	67,077	2,520	598,776	88,431
	比 較	0	0	57,301	50,734	0	0	0	0
	区 分	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	賞 与 引 当 金 額 繰 入 額	退 職 給 付 費	そ の 他 の 手 当	
補 正 後	370,941	383,764	180,320	72,907	595,957	410,419	222,183		
補 正 前	370,941	378,534	175,601	72,907	595,957	410,419	214,704		
比 較	0	5,230	4,719	0	0	0	7,479		

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	241,205	199,659	399,532	840,396	200,245	1,040,641
補 正 前	損益勘定支弁職員	218,041	186,717	381,299	786,057	195,752	981,809
比 較	損益勘定支弁職員	23,164	12,942	18,233	54,339	4,493	58,832

手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	初 任 給 調 整 手 当
	補 正 後	83,683	70,286	1,502	33,618	56,448	111,096
	補 正 前	75,072	62,816	1,502	33,618	56,448	111,096
	比 較	8,611	7,470	0	0	0	0
	区 分	地 域 手 当	退 職 給 付 費	そ の 他 の 手 当			
	補 正 後	31,946	9,139	1,814			
	補 正 前	29,875	9,139	1,733			
	比 較	2,071	0	81			

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 179,535	給与改定に伴う増減分	千円 179,535	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.94% 給与改定実施時期 6年4月
手 当	143,696	制度改正に伴う増減分	129,346	期末手当の増減分 65,912 勤勉手当の増減分 58,204 初任給調整手当の増減分 5,230	
		その他の増減分	14,350		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	技 能 労 務 職
給 与 改 定 後	平均給料月額 (円)	326,452	386,000	508,774	312,480	321,958	311,900
	平均給与月額 (円)	406,824	545,763	1,299,628	351,090	361,797	354,978
	平均年齢 (歳)	42.3	47.5	46.1	36.8	37.3	59.8
給 与 改 定 前	平均給料月額 (円)	316,475	379,400	498,768	300,397	307,922	308,500
	平均給与月額 (円)	395,348	537,161	1,281,169	338,894	348,227	351,235
	平均年齢 (歳)	42.3	47.5	46.1	36.8	37.3	59.8

(2) 初 任 給							
(単位 円)							
区 分		行 政 職	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	技 能 労 務 職
給 与 改 定 後	高 校 卒	194,500	196,800		196,900	短大3卒 251,300	192,500
	大 学 卒	225,600	246,200	314,100	232,500	257,100	
給 与 改 定 前	高 校 卒	170,900	171,900		172,700	短大3卒 222,400	169,000
	大 学 卒	202,400	220,900	288,100	208,800	230,800	
区 分		一 般 会 計 の 制 度					
		行 政 職	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	技 能 労 務 職
給 与 改 定 後	高 校 卒	194,500	196,800		196,900	短大3卒 251,300	192,500
	大 学 卒	225,600	246,200	314,100	232,500	257,100	
給 与 改 定 前	高 校 卒	170,900	171,900		172,700	短大3卒 222,400	169,000
	大 学 卒	202,400	220,900	288,100	208,800	230,800	

(3) 級別職員数

(注) ( ) 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。

区 分	行政職			研究職			医療職(一)			医療職(二)			医療職(三)			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級	7	11.6	1級			1級			1級			1級			1級		
	2	12	20.0	2			2	21	15.5	2	49	26.9	2	247	32.1	2		
	3	(1) 17	(100.0) 28.3	3	4	100.0	3	58	43.0	3	(1) 37	(100.0) 20.3	3	141	18.4	3	1	100.0
	4	6	10.0				4	56	41.5	4	40	22.0	4	72	9.4			
	5	12	20.0							5	50	27.5	5	300	39.1			
	6	4	6.7							6	4	2.2	6	7	0.9			
	7									7	2	1.1	7	1	0.1			
	8	1	1.7															
	9	1	1.7															
	計	(1) 60	(100.0) 100.0	計	4	100.0	計	135	100.0	計	(1) 182	(100.0) 100.0	計	768	100.0	計	1	100.0
補 正 前	1	(2) 3	(100.0) 5.8	1			1			1	2	1.1	1			1		
	2	10	19.2	2			2	17	13.7	2	(1) 50	(100.0) 28.6	2	(1) 246	(100.0) 32.9	2		
	3	15	28.9	3	4	100.0	3	50	40.3	3	32	18.3	3	123	16.5	3	1	100.0
	4	6	11.5				4	57	46.0	4	44	25.2	4	76	10.2			
	5	13	25.0							5	41	23.4	5	295	39.5			
	6	3	5.8							6	4	2.3	6	6	0.8			
	7									7	2	1.1	7	1	0.1			
	8	1	1.9															
	9	1	1.9															
	計	(2) 52	(100.0) 100.0	計	4	100.0	計	124	100.0	計	(1) 175	(100.0) 100.0	計	(1) 747	(100.0) 100.0	計	1	100.0



(級別の基準となる職務)				
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級
医 療 職 (一)	医療を行う医師の職務	病院の副医長の職務	病院の医長の職務	病院の院長および副院長の職務
(4) 主 な 手 当				
区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶 養 手 当	同			
通 勤 手 当	同			
住 居 手 当	同			

令和 6 年度 福井県病院事業予定貸借対照表

(令和 7 年 3 月 31 日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地			1,986,761,135	
ロ 建 物	45,517,237,796			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 28,375,352,273</u>	17,141,885,523		
ハ 構 築 物	698,350,215			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 653,893,780</u>	44,456,435		
ニ 器 械 備 品	21,286,679,236			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 15,251,126,630</u>	6,035,552,606		
ホ 車 輜	23,505,031			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 22,584,002</u>	921,029		
ヘ その他有形固定資産		<u>27,222,000</u>		
有形固定資産合計			25,236,798,728	

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権			<u>804,091</u>	
無形固定資産合計				804,091

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券			2,500,000,000	
---------------	--	--	---------------	--

ロ 長期前払消費税	955,419,190		
ハ その他の投資	<u>4,472,000</u>		
投資その他の資産合計		<u>3,459,891,190</u>	
固定資産合計			28,697,494,009
2 流動資産			
(1) 現金預金		8,230,138,850	
(2) 未収金			
イ 医療未収金	3,974,923,577		
ロ 医療外未収金	781,862,978		
ハ その他未収金	11,527,090		
貸倒引当金	<u>△ 5,140,000</u>		
未収金合計		4,763,173,645	
(3) 貯蔵品			
イ 薬品	154,534,842		
ロ 燃料	<u>10,916,345</u>		
貯蔵品合計		<u>165,451,187</u>	
流動資産合計			<u>13,158,763,682</u>
資産合計			<u><b>41,856,257,691</b></u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債		18,463,772,539	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	3,773,929,963		

口 特別修繕引当金	<u>1,819,191,000</u>		
引当金合計		<u>5,593,120,963</u>	
固定負債合計			24,056,893,502
4 流動負債			
(1) 企業債		3,288,255,075	
(2) 未払金			
イ 医療未払金	2,438,390,781		
ロ その他未払金	<u>100,952,800</u>		
未払金合計		2,539,343,581	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>595,957,000</u>		
引当金合計		595,957,000	
(4) その他流動負債			
イ 預り金	<u>170,828,985</u>		
その他流動負債合計		<u>170,828,985</u>	
流動負債合計			6,594,384,641
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	8,133,216,599		
ロ 補助金	1,370,183,943		
ハ 寄付金	14,805,000		
ニ その他長期前受金	<u>30,782,786,647</u>		
長期前受金合計		40,300,992,189	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△35,604,382,747</u>	

繰延収益合計		<u>4,696,609,442</u>
負債合計		35,347,887,585

資 本 の 部

6 資本金			
(1) 資本金		<u>2,139,492,721</u>	
資本金合計			2,139,492,721
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	55,892,000		
ロ その他資本剰余金	<u>814,687,333</u>		
資本剰余金合計		870,579,333	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	380,574,801		
ロ 建設改良積立金	2,650,353		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>3,115,072,898</u>		
利益剰余金合計		<u>3,498,298,052</u>	
剰余金合計			<u>4,368,877,385</u>
資本合計			<u>6,508,370,106</u>
負債資本合計			<u><b>41,856,257,691</b></u>

## 注記

## 第1 重要な会計方針

## 1 資産の評価基準および評価方法

## (1) たな卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品 先入先出法による低価法による。

## 2 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	39～50年		
	建	物	設備	13～17年	
	構	築	物	10～45年	
	器	械	備	品	4～10年
	車		輛	5～7年	

## (2) 無形固定資産 定額法による。

## 3 引当金の計上方法

## (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計が負担すると見込まれる3割を除く金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 特別修繕引当金

建物・設備および医療機器等の支出に備えるため、将来の特別修繕見積額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は15,142,555千円である。

2 みなし償却制度の廃止に伴う移行処理について

平成26年3月31日において、償却資産の取得または改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額について、取得または改良に充てるための補助金等との対応関係を明確に把握することができないものについては、年度ごとに取得または改良した資産（充てた補助金等との対応関係を明確に把握することができる資産および補助金等を充てずに取得または改良した

ことが明らかな資産は除く。)を対象とした按分等の方法を用いて合理的に整理する。

### 第3 セグメント情報の開示

#### 1 報告セグメントの概要

福井県病院事業会計では、福井県立病院と福井県立すこやかシルバー病院を運営しており、各病院で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

区 分	所 在 地	病 床 数	診 療 科
福 井 県 立 病 院	福井市四ツ井2丁目	一 般 病 床 551床 結 核 病 床 6床 感 染 症 病 床 4床 精 神 病 床 186床 合 計 747床	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、内分泌・代謝内科、腎臓内科、脳神経内科、感染症内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、精神科
福井県立すこやかシルバー病院	福 井 市 島 寺 町	精 神 病 床 100床	精神科、脳神経内科、内科、外科

#### 2 報告セグメントごとの医業収益等

当年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）



(単位 千円)

	福井県立病院	福井県立すこやかシルバー病院	合 計
医 業 収 益	21,733,301	565,357	22,298,658
医 業 費 用	25,013,826	750,348	25,764,174
医 業 利 益	△3,280,525	△184,991	△3,465,516
経 常 利 益	△355,078	33,804	△321,274
セグメント資産	39,025,625	2,830,633	41,856,258
セグメント負債	34,004,352	1,343,536	35,347,888
その他の項目			
他会計繰入金	1,854,766	196,265	2,051,031
減価償却費	1,902,837	74,188	1,977,025
特別利益	653,021		653,021
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	270,813	△31,512	239,301

#### 第4 その他

##### 退職給付引当金の取り崩し

職員の退職手当として、312,248千円を支給するため、退職給付引当金218,573千円を取り崩す。

令和6年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算実施計画

資本的収入および支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 資本的支出	1 福井臨海工業 用地等造成事業費		1,263,327	1,082	1,264,409	
			1,263,327	1,082	1,264,409	
		2 総 係 費	854,586	1,082	855,668	

## 令和6年度 福井県臨海工業用地等造成事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	1,536,000
	受取利息および受取配当金	△ 86,000
	未収金の増減額(△は増加)	72,669
	未払金の増減額(△は減少)	△ 191,964,647
	小計	△ 190,441,978
	利息および配当金の受取額	<u>86,000</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 190,355,978
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	土地造成事業費	△ 1,266,743,000
	土地造成事業による収入	2,334,000
	他会計貸付金の返済による収入	<u>54,857,000</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,209,552,000
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
	資金増加額(または減少額)	△ 1,399,907,978

資	金	期	首	残	高	<u>2,964,741,731</u>
資	金	期	末	残	高	1,564,833,753

## 給 与 費 明 細 書

### 1 総 括

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	資本勘定支弁職員	人	5 人		19,672	11,686	31,358	6,163	37,521
補 正 前	資本勘定支弁職員		5		19,088	11,267	30,355	6,084	36,439
比 較	資本勘定支弁職員		0		584	419	1,003	79	1,082

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補 正 後	300	4,479	3,710	336	1,936	67	281	540
	補 正 前	300	4,264	3,516	336	1,936	67	272	540
	比 較	0	215	194	0	0	0	9	0
	区 分	その他の手当							
	補 正 後	37							
	補 正 前	36							
	比 較	1							

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
給 料	千円 584	給与改定に伴う増減分	千円 584		千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.14% 給与改定実施時期 6年4月
手 当	419	制度改正に伴う増減分	409	期末手当の増減分	215	
		その他の増減分	10	勤勉手当の増減分	194	

### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給与

区		分	行	政	職	
給与改定後	平均給料月額		(円)			324,280
	平均給与月額		(円)			367,196
	平均年齢		(歳)			42.1
給与改定前	平均給料月額		(円)			314,400
	平均給与月額		(円)			356,909
	平均年齢		(歳)			42.1

#### (2) 初任給

(単位 円)

区		分	行	政	職	一般会計の制度	
						行	政
給与改定後	高校卒			194,500		194,500	
	大学卒			225,600		225,600	
給与改定前	高校卒			170,900		170,900	
	大学卒			202,400		202,400	

(3) 級 別 職 員 数			
区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1 級	1	20.0
	2		
	3	1	20.0
	4	2	40.0
	5	1	20.0
	計	5	100.0
補 正 前	1		
	2	1	20.0
	3	2	40.0
	4	1	20.0
	5	1	20.0
	計	5	100.0



(級別の基準となる職務)									
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務
(4) 主 な 手 当									
区 分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容						
扶 養 手 当	同								
通 勤 手 当	同								
住 居 手 当	同								

令和6年度 福井県臨海工業用地等造成事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

		資 産 の 部		
1	土 地 造 成			
(1)	未 成 土 地			
	イ 土 地 造 成	127,617,988,853	127,617,988,853	
(2)	投 資			
	イ 長 期 貸 付 金	3,994,145,000		
	ロ 出 資 金	<u>100,000,000</u>		
	投 資 合 計		<u>4,094,145,000</u>	
	土 地 造 成 合 計			131,712,133,853
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		<u>1,564,833,753</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>1,564,833,753</u>
	資 産 合 計			<b><u>133,276,967,606</u></b>
		負 債 の 部		
3	固 定 負 債			
(1)	未 精 算 原 価		114,857,406,993	
(2)	未 成 原 価		13,716,856,110	

(3) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	<u>75,225,512</u>		
引当金合計		<u>75,225,512</u>	
固定負債合計			128,649,488,615
4 流動負債			
(1) 引 当 金			
イ 賞与引当金	<u>2,334,000</u>		
引当金合計		2,334,000	
(2) 預 り 金		<u>7,599,254</u>	
流動負債合計			9,933,254
5 繰延収益			
長期前受金		1,304,555,050	
収益化累計額		<u>0</u>	
繰延収益合計			<u>1,304,555,050</u>
負債合計			129,963,976,919

資 本 の 部

6 資 本 金			1,170,080,000
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ その他資本剰余金	<u>100,000,000</u>		
資本剰余金合計		100,000,000	

(2) 利益剰余金			
イ 利益積立金	154,638,629		
ロ 土地造成積立金	53,514,000		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,834,758,058</u>		
利益剰余金合計		<u>2,042,910,687</u>	
剰余金合計			<u>2,142,910,687</u>
資本金合計			<u>3,312,990,687</u>
負債資本合計			<b><u>133,276,967,606</u></b>

令和6年度 福井県工業用水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 工業用水道事業費用	1 営業費用		711,745	2,885	714,630	
			675,912	2,885	678,797	
		2 第一工業用水道費	84,195	883	85,078	県営第一工業用水道配水施設維持管理費
		3 第一工業用水道費	9,882	361	10,243	県営第一工業用水道管理運営費
		6 臨海工業用水道費	115,841	1,207	117,048	福井臨海工業用水道配水施設維持管理費
		7 臨海工業用水道費	13,300	434	13,734	福井臨海工業用水道管理運営費

## 令和6年度 福井県工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	92,062,132
減価償却費	287,339,000
長期前受金戻入益	△ 30,812,000
受取利息および受取配当金	△ 125,000
未収金の増減額(△は増加)	27,999,432
未払金の増減額(△は減少)	△ 3,232,062
小計	373,231,502
利息および配当金の受取額	125,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	373,356,502
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 594,209,000
工事費負担金による収入	447,376,364
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 146,832,636
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 54,857,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 54,857,000

資金増加額（または減少額）	171,666,866
資金期首残高	<u>3,218,565,660</u>
資金期末残高	3,390,232,526

## 給 与 費 明 細 書

### 1 総 括

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	7 人		36,404	23,845	60,249	11,576	71,825
補 正 前	損益勘定支弁職員		10		34,661	22,860	57,521	11,419	68,940
比 較	損益勘定支弁職員		△ 3		1,743	985	2,728	157	2,885

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	738	748	8,006	6,944	1,681	3,519	616	534
	補 正 前	738	748	7,495	6,496	1,681	3,519	616	508
	比 較	0	0	511	448	0	0	0	26
	区 分	住 居 手 当	そ の 他 の 手 当						
	補 正 後	915	144						
	補 正 前	915	144						
	比 較	0	0						



2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 1,743	給与改定に伴う増減分	千円 1,743	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.76% 給与改定実施時期 6年4月
手 当	985	制度改正に伴う増減分	959	期末手当の増減分 511 勤勉手当の増減分 448	
		その他の増減分	26		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区		分	行	政	職
給与改定後	平均給料月額 (円)		320,800		
	平均給与月額 (円)		379,850		
	平均年齢 (歳)		40.6		
給与改定前	平均給料月額 (円)		309,185		
	平均給与月額 (円)		367,034		
	平均年齢 (歳)		40.6		

(2) 初任給

(単位 円)

区	分	行	政	職	一般会計の制度	
					行	政
給与改定後	高校卒	194,500			194,500	
	大学卒	225,600			225,600	
給与改定前	高校卒	170,900			170,900	
	大学卒	202,400			202,400	

(3) 級 別 職 員 数			
区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1 級	1	14.3
	2	2	28.5
	3	1	14.3
	4		
	5	2	28.6
	6	1	14.3
	計	7	100.0
補 正 前	1	2	20.0
	2	4	40.0
	3	1	10.0
	4		
	5	2	20.0
	6	1	10.0
	計	10	100.0

(級別の基準となる職務)											
区	分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
行	政	職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務
(4) 主  な 手  当											
区	分	一般会計の制度との異同			差 異 の 内 容						
扶	養	手	当	同							
通	勤	手	当	同							
住	居	手	当	同							

## 令和6年度 福井県工業用水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

	資	産	の	部
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地				624,484,972
ロ 建物	895,057,949			
減価償却累計額	<u>△ 696,930,826</u>			198,127,123
ハ 構築物	9,294,202,654			
減価償却累計額	<u>△ 6,052,498,055</u>			3,241,704,599
ニ 機械および装置	3,602,376,147			
減価償却累計額	<u>△ 2,613,859,129</u>			988,517,018
ホ 車輛運搬具	774,025			
減価償却累計額	<u>△ 735,323</u>			38,702
ヘ 工具器具備品	14,264,129			
減価償却累計額	<u>△ 13,424,106</u>			840,023
ト 建設仮勘定				
臨海工業用水道建設仮勘定				<u>3,933,836,025</u>
有形固定資産合計				8,987,548,462
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権				<u>316,000</u>

	無形固定資産合計		<u>316,000</u>	
	固定資産合計			8,987,864,462
2	流動資産			
	(1) 現金預金		3,390,232,526	
	(2) 未収金		<u>64,984,000</u>	
	流動資産合計			<u>3,455,216,526</u>
	資産合計			<u><b>12,443,080,988</b></u>
		負債の部		
3	固定負債			
	(1) 他会計借入金		3,939,288,000	
	(2) 引当金			
	イ 退職給付引当金	97,527,786		
	ロ 修繕引当金	<u>421,057,555</u>		
	引当金合計		518,585,341	
	(3) その他固定負債		<u>43,797,113</u>	
	固定負債合計			4,501,670,454
4	流動負債			
	(1) 他会計借入金		54,857,000	
	(2) 未払金		68,101,440	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	<u>4,196,000</u>		
	引当金合計		4,196,000	

(4) 預り金		<u>7,744,920</u>	
流動負債合計			134,899,360
5 繰延収益			
長期前受金		3,365,216,658	
収益化累計額		<u>△1,522,326,299</u>	
繰延収益合計			<u>1,842,890,359</u>
負債合計			6,479,460,173

資 本 の 部

6 資本金			4,793,566,129
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ その他資本剰余金	<u>134,842,888</u>		
資本剰余金合計		134,842,888	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	795,981,894		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>239,229,904</u>		
利益剰余金合計		<u>1,035,211,798</u>	
剰余金合計			<u>1,170,054,686</u>
資本合計			<u>5,963,620,815</u>
負債資本合計			<u><b>12,443,080,988</b></u>

## 注記

## 第1 重要な会計方針

## 1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	8 ~ 50年
	構	築	物 10 ~ 60年
	機	械	および装置 6 ~ 20年
	工	具	器具備品 4 ~ 15年
	車	輛	運搬具 3 ~ 5年

(2) 無形固定資産 定額法による。

## 2 引当金の計上方法

## (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

## (2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

## 3 消費税等の会計処理



消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

## 第2 予定貸借対照表等関連

### 1 賞与引当金の取り崩し

賞与引当金4,196千円を取り崩し、1,565千円を（款）工業用水道事業収益（項）営業外収益（目）第一工業用水道賞与引当金戻入益、2,631千円を（款）工業用水道事業収益（項）営業外収益（目）臨海工業用水道賞与引当金戻入益に計上する。

### 2 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

## 第3 セグメント情報の開示

### 1 報告セグメントの概要

福井県工業用水道事業会計では、県営第一工業用水道事業および福井臨海工業用水道事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

事業区分	事業の内容
県営第一工業用水道事業	鯖江市および鯖江市に隣接する市町の区域内に工業用水を給水する業務
福井臨海工業用水道事業	福井市および坂井市の区域内（福井臨海工業地帯の区域内に限る。）ならびに福井市のうち九頭竜川右岸の区域内に工業用水を給水する業務

## 2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位 千円）

	県営第一工業用水道事業	福井臨海工業用水道事業	合 計
セグメント資産	2,885,264	9,557,817	12,443,081
セグメント負債	275,049	6,204,411	6,479,460
その他の項目			
減価償却費	86,268	201,071	287,339
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	31,956	562,253	594,209

令和6年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 水道事業費用	1 営業費用		3,160,341	4,345	3,164,686	
			3,037,378	4,345	3,041,723	
		1 坂井地区水道原水 および浄水費	532,016	1,356	533,372	坂井地区水道施設維持管理費
		2 坂井地区水道 総係費	57,048	1,027	58,075	坂井地区水道管理運営費
		4 日野川地区水道 原水および浄水費	689,524	1,279	690,803	日野川地区水道施設維持管理費
		5 日野川地区水道 総係費	155,895	683	156,578	日野川地区水道管理運営費

## 令和6年度 福井県水道用水供給事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	62,282,372
減価償却費	1,602,895,000
引当金の増減額(△は減少)	2,309,000
長期前受金戻入益	△ 368,420,000
受取利息および受取配当金	△ 1,316,000
支払利息	96,855,000
未収金の増減額(△は増加)	63,049,853
未払金の増減額(△は減少)	△ 537,934,496
小計	919,720,729
利息および配当金の受取額	1,316,000
利息の支払額	△ 96,855,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	824,181,729

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,779,732,019
有価証券の取得による支出	△ 500,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,279,732,019

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出

△ 513,469,076

財務活動によるキャッシュ・フロー

△ 513,469,076

資金増加額（または減少額）

△ 1,969,019,366

資金期首残高

12,254,633,787

資金期末残高

10,285,614,421

## 給 与 費 明 細 書

### 1 総 括

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	21 人		92,270	60,466	152,736	30,713	183,449
補 正 前	損益勘定支弁職員		21		90,029	58,699	148,728	30,376	179,104
比 較	損益勘定支弁職員		0		2,241	1,767	4,008	337	4,345

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	2,826	3,731	20,833	18,477	2,953	8,826	735	1,338
	補 正 前	2,826	3,731	19,925	17,648	2,953	8,826	735	1,311
	比 較	0	0	908	829	0	0	0	27
手 当 の 内 訳	区 分	住 居 手 当	そ の 他 の 手 当						
	補 正 後	600	147						
	補 正 前	600	144						
	比 較	0	3						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	21 人		88,760	59,094	147,854	29,981	177,835
補 正 前	損益勘定支弁職員		21		86,927	57,511	144,438	29,678	174,116
比 較	損益勘定支弁職員		0		1,833	1,583	3,416	303	3,719

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	2,826	3,731	20,101	17,861	2,929	8,826	735	1,338
	補 正 前	2,826	3,731	19,291	17,118	2,929	8,826	735	1,311
	比 較	0	0	810	743	0	0	0	27
	区 分	住 居 手 当	そ の 他 の 手 当						
補 正 後	600	147							
補 正 前	600	144							
比 較	0	3							





2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 2,241	給与改定に伴う増減分	千円 2,241	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 2.12% 給与改定実施時期 6年4月
手 当	1,767	制度改正に伴う増減分	1,737	期末手当の増減分 908 勤勉手当の増減分 829	
		その他の増減分	30		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区		分	行	政	職
給与改定後	平均給料月額 (円)		357,223		
	平均給与月額 (円)		414,491		
	平均年齢 (歳)		48.0		
給与改定前	平均給料月額 (円)		349,823		
	平均給与月額 (円)		406,805		
	平均年齢 (歳)		48.0		

(2) 初任給

(単位 円)

区	分	行	政	職	一般会計の制度	
					行	政 職
給与改定後	高校卒	194,500			194,500	
	大学卒	225,600			225,600	
給与改定前	高校卒	170,900			170,900	
	大学卒	202,400			202,400	

(3) 級 別 職 員 数			
区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1 級	2	9.5
	2	1	4.8
	3	4	19.1
	4		
	5	10	47.6
	6	2	9.5
	7	2	9.5
	8		
	計	21	100.0
補 正 前	1	3	14.3
	2	1	4.8
	3	4	19.0
	4	2	9.5
	5	7	33.3
	6	2	9.5
	7	1	4.8
	8	1	4.8
	計	21	100.0

(級別の基準となる職務)										
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
行 政 職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務	
(4) 主 な 手 当										
区 分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容							
扶 養 手 当	同									
通 勤 手 当	同									
住 居 手 当	同									

## 令和6年度 福井県水道用水供給事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

	資	産	の	部
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地				4,564,283,065
ロ 建物	3,229,714,310			
減価償却累計額	<u>△1,785,233,164</u>			1,444,481,146
ハ 構築物	41,028,694,626			
減価償却累計額	<u>△18,503,602,451</u>			22,525,092,175
ニ 機械および装置	16,301,505,874			
減価償却累計額	<u>△9,890,004,469</u>			6,411,501,405
ホ 工具器具備品	113,796,631			
減価償却累計額	<u>△99,241,437</u>			14,555,194
ヘ 車輛運搬具	3,760,079			
減価償却累計額	<u>△3,572,074</u>			188,005
ト 建設仮勘定				
水道用水供給事業建設仮勘定				<u>256,548,733</u>
有形固定資産合計				35,216,649,723
(2) 無形固定資産				
イ 電信電話施設利用権				141,803

ロ 電 話 加 入 権	151,600		
ハ 水 道 施 設 利 用 権	860,379		
ニ 地 上 権	<u>9,446,181</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計		10,599,963	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 投 資 有 価 証 券	<u>500,000,000</u>		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>500,000,000</u>	
固 定 資 産 合 計			35,727,249,686
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		10,285,614,421	
(2) 未 収 金		<u>249,399,000</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>10,535,013,421</u>
資 産 合 計			<b><u>46,262,263,107</u></b>
負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債		3,858,246,393	
(2) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金	190,960,261		
ロ 修 繕 引 当 金	<u>1,593,218,548</u>		
引 当 金 合 計		<u>1,784,178,809</u>	
固 定 負 債 合 計			5,642,425,202
4 流 動 負 債			

(1) 企 業 債		513,469,076	
(2) 未 払 金		144,905,647	
(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	<u>10,921,000</u>		
引 当 金 合 計		10,921,000	
(4) 預 り 金		<u>8,815,783</u>	
流 動 負 債 合 計			678,111,506
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金		18,874,156,621	
収 益 化 累 計 額		<u>△9,725,649,258</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>9,148,507,363</u>
負 債 合 計			15,469,044,071

資 本 の 部

6 資 本 金			28,066,044,448
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ その他 資 本 剰 余 金	<u>1,777,895,821</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		1,777,895,821	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 建 設 改 良 積 立 金	173,480,614		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>775,798,153</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>949,278,767</u>	

剰 余 金 合 計	<u>2,727,174,588</u>
資 本 合 計	<u>30,793,219,036</u>
負 債 資 本 合 計	<u><b>46,262,263,107</b></u>



## 注記

### 第1 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	8 ～ 50年
	構	築	物 7 ～ 60年
	機	械	および装置 5 ～ 20年
	工	具	器具備品 2 ～ 15年
	車	輛	運搬具 2 ～ 6年

(2) 無形固定資産 定額法による。

#### 2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

#### 3 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 賞与引当金の取り崩し

賞与引当金10,921千円を取り崩し、5,037千円を（款）水道事業収益（項）営業外収益（目）坂井地区水道賞与引当金戻入益、5,884千円を（款）水道事業収益（項）営業外収益（目）日野川地区水道賞与引当金戻入益に計上する。

2 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県水道用水供給事業会計では、坂井地区水道用水供給事業および日野川地区水道用水供給事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

事業区分	事業の内容
坂井地区水道用水供給事業	あわら市および坂井市に水道水を供給する業務
日野川地区水道用水供給事業	福井市、鯖江市、越前市、南越前町および越前町に水道水を供給する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位 千円）

	坂井地区水道用水供給事業	日野川地区水道用水供給事業	合 計
セグメント資産	15,333,164	30,929,100	46,262,264
セグメント負債	2,674,943	12,794,102	15,469,045
その他の項目			
減価償却費	528,016	1,074,879	1,602,895
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	1,126,936	652,797	1,779,733

令和6年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 下水道事業費用	1 営業費用		1,247,046	1,550	1,248,596	
		2 福井臨海下水道場水道費	1,217,521	1,550	1,219,071	福井臨海下水道下水処理施設維持管理費
		3 福井臨海下水道係	657,218	1,095	658,313	福井臨海下水道管理運営費
		福井臨海下水道係	18,685	455	19,140	

## 令和6年度 福井県臨海下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	1,733,893
	減価償却費	523,303,000
	長期前受金戻入益	△ 300,318,000
	受取利息および受取配当金	△ 65,000
	未収金の増減額(△は増加)	11,239,371
	未払金の増減額(△は減少)	△ 20,207,855
	小計	215,685,409
	利息および配当金の受取額	65,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	215,750,409
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 169,966,473
	補助金等による収入	1,075,000
	工事費負担金による収入	161,160,728
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,730,745
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	0

資金増加額（または減少額）	208,019,664
資金期首残高	<u>1,782,411,801</u>
資金期末残高	1,990,431,465

# 給 与 費 明 細 書

## 1 総 括

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	6 人		26,269	17,822	44,091	8,551	52,642
補 正 前	損益勘定支弁職員		6		25,420	17,233	42,653	8,439	51,092
比 較	損益勘定支弁職員		0		849	589	1,438	112	1,550

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	1,458	748	6,108	5,230	1,005	2,424	64	376
	補 正 前	1,458	748	5,803	4,957	1,005	2,424	64	366
	比 較	0	0	305	273	0	0	0	10
	区 分	住 居 手 当	そ の 他 の 手 当						
	補 正 後	336	73						
	補 正 前	336	72						
	比 較	0	1						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	6 人		24,514	17,046	41,560	8,167	49,727
補 正 前	損益勘定支弁職員		6		23,869	16,549	40,418	8,072	48,490
比 較	損益勘定支弁職員		0		645	497	1,142	95	1,237

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	1,458	748	5,742	4,922	903	2,424	64	376
	補 正 前	1,458	748	5,486	4,692	903	2,424	64	366
	比 較	0	0	256	230	0	0	0	10
手 当 の 内 訳	区 分	住 居 手 当	そ の 他 の 手 当						
	補 正 後	336	73						
	補 正 前	336	72						
	比 較	0	1						



イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区	分	給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		1,755	776	2,531	384	2,915
補 正 前	損益勘定支弁職員		1,551	684	2,235	367	2,602
比 較	損益勘定支弁職員		204	92	296	17	313

手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当			
	補 正 後	366	308	102			
	補 正 前	317	265	102			
	比 較	49	43	0			
	区 分						
	補 正 後						
	補 正 前						
	比 較						

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
給 料	千円 849	給与改定に伴う増減分	千円 849		千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 2.75% 給与改定実施時期 6年4月
手 当	589	制度改正に伴う増減分	578	期末手当の増減分	305	
		その他の増減分	11	勤勉手当の増減分	273	

### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給与

区		分	行	政	職	
給与改定後	平均給料月額		(円)			339,650
	平均給与月額		(円)			397,470
	平均年齢		(歳)			43.3
給与改定前	平均給料月額		(円)			330,550
	平均給与月額		(円)			388,097
	平均年齢		(歳)			43.3

#### (2) 初任給

(単位 円)

区		分	行	政	職	一般会計の制度	
						行	政 職
給与改定後	高校卒			194,500		194,500	
	大学卒			225,600		225,600	
給与改定前	高校卒			170,900		170,900	
	大学卒			202,400		202,400	

(3) 級別職員数			
区分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級		
	2	1	16.7
	3	2	33.3
	4		
	5	2	33.3
	6	1	16.7
		計	6
補正前	1	1	16.7
	2		
	3	1	16.7
	4	1	16.7
	5	2	33.2
	6	1	16.7
		計	6

(級別の基準となる職務)									
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐級の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務
(4) 主 な 手 当									
区 分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容						
扶 養 手 当	同								
通 勤 手 当	同								
住 居 手 当	同								

令和6年度 福井県臨海下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

		資 産 の 部	
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		244,667,137
ロ	建 物	1,144,865,660	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 724,784,780</u>	420,080,880
ハ	構 築 物	7,148,066,449	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,564,346,875</u>	4,583,719,574
ニ	機 械 お よ び 装 置	9,572,997,222	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 5,650,612,873</u>	3,922,384,349
ホ	車 輜 運 搬 具	1,080,000	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,026,000</u>	54,000
ヘ	工 具 器 具 備 品	54,238,093	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 47,986,139</u>	6,251,954
ト	建 設 仮 勘 定		
	臨海下水道建設仮勘定		<u>117,640,000</u>
	有形固定資産合計		9,294,797,894
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	電 話 加 入 権		<u>304,288</u>

	無形固定資産合計		<u>304,288</u>	
	固定資産合計			9,295,102,182
2	流動資産			
	(1) 現金預金		1,990,431,465	
	(2) 未収金		<u>78,221,000</u>	
	流動資産合計			<u>2,068,652,465</u>
	資産合計			<u><b>11,363,754,647</b></u>
負債の部				
3	固定負債			
	(1) 引当金			
	イ 退職給付引当金	58,194,128		
	ロ 修繕引当金	<u>204,883,536</u>		
	引当金合計		<u>263,077,664</u>	
	固定負債合計			263,077,664
4	流動負債			
	(1) 未払金		87,249,852	
	(2) 引当金			
	イ 賞与引当金	<u>3,054,000</u>		
	引当金合計		3,054,000	
	(3) 預り金		<u>7,713,703</u>	
	流動負債合計			98,017,555

5 繰延収益			
長期前受金		13,282,131,323	
収益化累計額		<u>△7,300,367,071</u>	
繰延収益合計			<u>5,981,764,252</u>
負債合計			6,342,859,471
	資    本    の    部		
6 資本金			4,434,073,056
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ その他資本剰余金	<u>85,252,425</u>		
資本剰余金合計		85,252,425	
(2) 利益剰余金			
イ 利益積立金	4,609,816		
ロ 建設改良積立金	488,792,350		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>8,167,529</u>		
利益剰余金合計		<u>501,569,695</u>	
剰余金合計			<u>586,822,120</u>
資本合計			<u>5,020,895,176</u>
負債資本合計			<u><b>11,363,754,647</b></u>